

Disclosure 2023



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JAグリーン大阪は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー誌 2023」を作成いたしました。

また、当JAが取り組んでいます、自己改革の実践状況についても記載しています。皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 グリーン大阪農業協同組合

JAのプロフィール

◇設 立	平成10年2月
◇本店所在地	東大阪市荒本北 1-5-50
◇出 資 金	1,387 百万円
◇総 資 産	354,363 百万円
◇組合員数	17,810 人
◇役員数	28 人
◇職員数	260 人(派遣・パートを含む)
◇本支店・センター数	18 箇所
◇単体自己資本比率	15.22%

※令和5年3月31日現在

目 次

1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
〈参考〉内部統制システムに関する基本方針	5
3. 経営管理体制	6
4. 事業の概況	6
5. 農業振興活動	9
6. 地域貢献情報等	10
7. リスク管理の状況	12
8. 主な事業の内容等	25
〈参考〉『自己改革』実践状況報告等	37
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	39
2. 損益計算書	41
3. キャッシュ・フロー計算書	43
4. 注記表	45
5. 剰余金処分計算書	70
6. 部門別損益計算書	71
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	73
8. 会計監査人の監査	73
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	74
2. 利益総括表	75
3. 資金運用収支の内訳	75
4. 受取・支払利息の増減額	76
III 事業の概況	
1. 信用事業	77
(1)貯金に関する指標	77
① 貯金の科目別期末残高	
② 貯金の科目別平均残高	
③ 定期貯金の金利条件別内訳残高	
(2)貸出金等に関する指標	78
① 貸出金の科目別期末残高	
② 貸出金の科目別平均残高	
③ 貸出金の金利条件別内訳残高	
④ 貸出金の担保別内訳残高	
⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑥ 貸出金の用途別内訳残高	
⑦ 貸出金の業種別残高	
⑧ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑨ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却等の額	
(3)為替業務等取扱実績	83
① 内国為替取扱実績	
② 公共債の引受額・公共債窓販実績	
③ オフ・バランス取引の状況	
(4)有価証券に関する指標	84
① 有価証券の種類別平均残高	
② 商品有価証券の種類別平均残高	
③ 有価証券の残存期間別残高	
(5)有価証券等の時価情報等	86

① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
2. 共済事業取扱実績	87
(1)長期共済新契約高・保有高	
(2)医療系共済の共済金額新契約高・保有高	
(3)介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4)年金共済の年金新契約高・保有高	
(5)短期共済新契約高	
3. 購買事業取扱実績	89
4. 販売事業取扱実績	89
5. 指導事業	90
6. その他の事業	90
IV 経営諸指標	
1. 利益率	91
2. 貯貸率・貯証率	91
3. 職員一人当たり指標	91
4. 一店舗当たり指標	91
V 自己資本の充実の状況等	
《定性的な開示事項》	
1. 自己資本比率の状況等	92
2. 信用リスクに関する事項	93
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	94
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	95
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	95
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	95
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	95
8. 金利リスクに関する事項	96
《定量的な開示事項》	
1. 自己資本の構成に関する事項	98
2. 自己資本の充実度に関する事項	99
3. 信用リスクに関する事項	100
4. 信用リスク削減手法に関する事項	102
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	103
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	103
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	103
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	103
9. 金利リスクに関する事項	103
【JAの概要】	
1. 機構図	104
2. 役員一覧	105
3. 会計監査人の名称	105
4. 組合員数	106
5. 組合員組織の状況	106
6. 特定信用事業代理業者の状況	106
7. 地区一覧	107
8. 沿革・あゆみ	107
9. 店舗一覧	111
【参考】	
開示項目一覧	112

※1.本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

※2.計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

1. 経営理念

当JAは、「地域の活力となり、人々に貢献し、喜ばれるJA」の経営理念のもと、各事業の体制整備・強化に取り組み、経営基盤の拡充に努めています。

役職員一丸となって、さらなる経営の健全性・高度化に取り組み、「安全・健全・安心」で信頼されるJAとして、組合員生活の安定・向上と地域農業の振興を目指して参ります。

2. 経営方針

(1)経営管理の重点事項

- ①「第9次中期経営計画（令和4年度～6年度）」の中核の年度として、持続可能な大阪農業の実現と豊かでくらしやすい地域共生社会をめざし不断の自己改革の実践をするため、健全で堅実なJA経営及び人材育成に取り組みます。また、組合員と地域にとって必要な存在であり続けるため、食と農を基軸として、地域に根ざした協同組合活動に取り組み、総合事業としての機能・役割を発揮し、経営理念の実現を目指します。
- ②事業計画に基づいた月次計画・部門別損益の進捗分析・実績検証を実施し、部門別収益の向上に取り組むとともに、バーゼルⅢによる自己資本等への影響を勘案した財務計画により、内部留保の充実を図ります。
- ③リスク管理に対して、役職員の意識を高め、リスク管理委員会・ALM委員会等での統合的リスク管理の充実により、健全性の維持と適正な収益性強化を図ります。
- ④諸施設・不稼動資産の機能整備・見直しや店舗別の収益力を分析し、店舗統廃合も含め検討することにより、経営基盤の強化に取り組みます。
- ⑤持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて広域合併に対する具体的な協議を進めていきます。

(2)コンプライアンス(法令等遵守)にかかる基本方針

- ①JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、役職員一人ひとりが高い倫理観と強い責任感を持って、日常業務を遂行します。
- ②創意と工夫を活かした質の高いサービスと組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- ③関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- ④経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い職場風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- ⑤社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持します。

(3)組合員及び役職員教育の基本方針

- ①協同の理念を共有した組織となるため、組合員の実態・ニーズを把握し営農指導、税務指導、資産活用等の研修会や支店協同活動の実践、JAふれあいライブ・組合員美術作品展を開催します。
- ②組合員の多様なニーズに対応するため、トップマネジメント研修等による役員教育の充実および、マインド教育に重点を置いた様々な研修等により、職員の能力向上に努めます。また、職員の「モチベーションアップ」・「スキルの向上」・「行動改革」を目的とした人材育成基本方針に沿って、「知識力」・「対話力」・「創造力」・「行動力」のある「自律型職員」の育成を図り、事業活動を通じて組合員から「ありがとう」と言われる職員を目指します。
- ③広報誌「フォレスト」、「ホームページ」、LINE・Instagram(公式アカウント)等SNSを通じて営農・税務関係等やJAグループの正確な情報を発信し、教育・広報活動の強化によるJAの魅力

発信に取り組みます。

(4)内部統制システムの整備

法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るため、理事会において決議した以下の「内部統制システムに関する基本方針」等に基づき、全般(全社)的な統制や重要な業務プロセスの文書化など内部統制システムの整備・構築に取り組んでいます。

〈参考〉内部統制システムに関する基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ②重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ②中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 組合における業務の適正を確保するための体制
各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージ

ヤーに記載する。

8. 改廃

この方針の改廃は、理事会の決議による。

以上

附則(平成20年5月30日制定)

この方針は、平成20年5月30日から施行する。

附則(平成20年9月24日一部改正)

この方針の変更は、平成20年9月24日から施行する。

附則(平成23年1月26日一部改正)

この方針の変更は、平成23年3月1日から施行する。

附則(平成23年4月27日一部改正)

この方針の変更は、平成23年4月1日に遡及して施行する。

附則(平成25年11月27日一部改正)

この方針の変更は、平成25年12月2日から施行する。

附則(平成31年2月27日全部改正)

この方針の変更は、平成31年2月27日から施行する。

附則(令和3年11月24日一部改正)

この方針の変更は、令和3年11月24日から施行する。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、JAの活性化及び、男女共同参画社会基本法に基づき、女性理事の登用も行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当JAでの令和4年6月25日開催の第25回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法第30条第12項の要件については、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第2号の規定を適用しています。引き続き、認定農業者又は認定農業者に準ずる者の積極的な登用に向けて取り組みを進めて参ります。

4. 事業の概況

1. 令和4年度事業報告

(1) 全般的な状況

令和4年度のわが国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融機関の連鎖破綻による金融市場の不安定化などで、依然先行きは不透明なままとなっています。

このような情勢の中、第9次中期経営計画の初年度として「不断の自己改革」の実践に取り組んでまいりました。新たな生活様式の中、様々なイベントが開催されるとともに、組合員との対話運動により、皆さまのお声を頂くことができました。

また、組合員・利用者の皆さまとJAを繋ぐ新たな施設として、令和5年3月に盾津支店を竣工しました。

このような結果、当JAの経営は、事業利益7億95万円、経常利益9億2,522万円、当期剰余金として6億7,063万円を計上することができましたことをご報告申し上げます。

(2)事業別の状況

①指導事業

営農指導事業では、消費者に「安全・安心」な農産物を継続的に提供するため、営農渉外による巡回指導での施肥管理、農薬の適正使用、早期防除等の指導や情報提供に努め、環境に優しく品質のよい「健康百菜(エコ農産物)」の生産拡大により農家所得の向上に取り組みました。また、組合員の「生産緑地」から「特定生産緑地」への移行手続きについて支援を行い、少しでも多くの都市農地が保全できるように取り組みました。

生活指導では、JAへの理解を深めていただくため、組合員・地域住民とJAの交流の場として様々な文化・芸術にふれあえる「組合員美術作品展」「女性大学(ワタシカレッジ)」「女性大学OG会」などのイベントを開催しました。

また、コロナ禍の中「新しい生活様式」に対応した「おうちでチャレンジ親子料理！」を開催し、「くるくるきゅうりを作ろう！」をテーマに調理風景や料理、子供達の笑顔の写真を広報誌「フォレスト」やホームページで公開しました。今年度は、農業祭の代わりに、規模を縮小した「農産物販売会」を7支店で開催し、地場産の野菜・花き等の販売とPRを行いました。

さらに、地元で活躍する樟蔭学園ダンス部とのコラボ企画として、地元農家の活力ある未来をイメージした「地元農業応援ダンス」の動画を制作し、ホームページ「JAグリーンチャンネル」で配信しました。若年層や女性、子育て世代をターゲットに、コミュニケーションツール「インスタグラム」をスタートし、「LINE 公式アカウント」と併せて、「フレッシュ・クラブ」のPRやJAの活動情報を発信し、次世代の組織基盤とJAファンづくりに努めました。

資産相談活動では、弁護士・税理士等と連携し、資産税対策をはじめとする法務・税務の相談機能を強化し、毎月の相談会に加えて、相続・遺言個別相談会を行い、組合員に最適な提案・サポートができるよう取り組みました。

また、組合員の相談に適宜対応できるよう、各種専門家の協力を得て、職員を対象とした研修会を実施し、職員個々のスキルアップにも取り組みました。

②信用事業

地域で一番頼れる金融機関を実現するため、「オンリーワン戦略」の実践に取り組み、組合員・利用者の皆様に信頼されるサービスの提供と負託にお応えできるように取り組みました。

また、年金振込口座の獲得推進及び保有純増を強化するとともに年金相談会を開催するなど、地域の金融機関としての機能・役割を発揮し、皆様から「年金といえばJA」と言われるような活動に取り組んだ結果、年金振込口座獲得目標1,400件に対し、1,422件の実績を獲得しました。さらに、大口安定利用者とその次世代層や店周シェア向上に向け、新規口座・給与振込・個人ネットバンクの獲得、JAカード・公共料金引落等決済口座の付帯取引の獲得を図り、「JAファンづくり」活動に取り組んだ結果、貯金残高目標3,283億円に対し、3,293億円の貯金残高を挙げることができ、大幅な増加となりました。

貸出金については、農業者をサポートするため営農部署と連携し、情報共有の徹底・強化を行いました。「地域農業振興」並びに「農業の担い手」を支援する利子助成等の仕組みをPRし、農業振興資金、農機ハウスローン等の農業資金の貸出に積極的に取り組んだ結果、年間目標2,900万円に対し5,040万円の獲得に繋がりました。

また、地域に根差した金融機関として、住宅ローン・マイカーローンを中心に提案し、次世代層との取引拡大に繋がるよう努めました。

さらに、組合員の土地等保有資産を有効活用し、安定収入の確保と資産継承を目的とした系統施行による賃貸事業資金、並びに組合員の相続税(贈与税)等資金の貸出にも積極的に取り組んだ結果、貸出金残高は356億円となりました。

③共済事業

地域に密着した事業基盤の構築に向け、契約者満足度の高い「3Q活動」を中心とした「ひと・いえ・くるま」の総合保障の積極的な提案推進を実施するとともに、次世代・次々世代との

「新たな絆づくり」として「はじまる活動」に取り組みました。

また、タブレット端末機「Lablet's」を活用し、キャッシュレス・ペーパーレス手続の促進や引受審査・支払査定における「事務の迅速化」に継続して取り組むことにより、組合員・利用者の利便性の向上に努めました。

このような結果、生命共済76億9,539万円、建更共済323億5,287万円、自動車共済(掛金額)2億727万円、自賠責共済(掛金額)1,222万円の実績を挙げることができました。

④購買事業

購買品の品目集約・在庫管理の徹底による供給コストの低減を図り、生産資材の予約購買や肥料・農薬の引取制度の奨励により生産者のコスト削減に努めました。

生活物資においては、組合員のニーズにあった商品の見直しを図り、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で「きこえの相談会」や「石碑・仏壇・美術工芸品等の展示会」等を実施し、JAグループの系統組織を活かした商品の販売に取り組みました。

このような活動の結果、購買品取扱高2億2,591万円の実績を挙げることができました。

⑤販売事業

農産物直売所(フレッシュ・クラブ)や朝市を通じ、消費者に「安全・安心」な「健康百菜(エコ農産物)」の提供を行いました。また、直売所店頭やSNSを通じて消費者のニーズに合った情報、レシピなどを配布・発信しPRすることにより来店客数の増加に取り組みました。

さらに、学校給食への地元産米や野菜の提供等に積極的に取り組み、地域農業の発展と地産地消運動に貢献しました。

このような活動の結果、販売品取扱高4,116万円の実績を挙げることができました。

⑥その他の事業

1. 利用事業

組合員の経済的及び労力負担の軽減、高齢化と後継者不足による耕作放棄地の抑止対策として農作業受委託事業の拡充強化に取り組みました。

このような活動の結果、利用事業収益1,725万円の実績を挙げることができました。

2. 宅地等供給事業

組合員の生活の安定・向上を図るため、全農の指定による系統業者や各種専門家と連携を図り、地域性やニーズに対応した賃貸住宅、戸建住宅、その他の施設建設に取り組みました。

このような活動の結果、宅地等供給手数料3,594万円の実績を挙げることができました。

2. 対処すべき重要な課題

- (1)持続可能な大阪農業の振興
- (2)将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立とJAを支える「人」づくり
- (3)組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくりと広報活動の強化によるJAの魅力発信

なお、農家所得の増大に関する事項については「自己改革工程表」に記載しています。

3. その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

旧加納支店建物を取り壊し、跡地に新盾津支店を新築オープンしました。

5. 農業振興活動

農業者の高齢化や就農人口の減少が進む中、農業の持続と都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、「不耕作農地の解消」「次世代の担い手育成」などに取り組み、農業と農地空間の持つ公共的な役割をさらに発展・拡大し、農家・組合員が安心して継続的に農業を営むことができるように、地域農業の振興に努めています。

< 農業関係の持続的な取り組み >

- 当JAでは、安全で安心なエコ農産物を「健康百菜」と名付け、ブランド化を行うことにより消費拡大に繋げ農家所得の向上に取り組んでいます。
- 夏場の端境期の作物として健康野菜「オカワカメ」の栽培奨励や、「エコ農産物支援事業」等の活用により生産者の所得向上に取り組んでいます。
- 生産者コスト削減の取り組みとして、生産資材の予約購買や引取制度の奨励によりコスト削減に努めています。
- 組合員の「生産緑地」から「特定生産緑地」への移行手続きについて行政と連携した積極的な支援を行い、少しでも多くの都市農地が保全できるように取り組んでいます。
- 新規就農者・定年帰農者・農業後継予定者を対象にJAグリーン大阪農業塾を開講し、地域農業の新たな担い手づくりに取り組んでいます。
- 地元の子供たちに地域の農業や農産物に関心をもってほしいと、本店アグリゾーン等で水稲やジャガイモ・タマネギの植付け、収穫といった「農業体験実習」を実施しています。また、小学校での食農教材本を使用した出張授業を開催しています。
- 「フレッシュ・クラブ」、「健康百菜」(エコ農産物)のPRを強化し、農産物の売上の向上に取り組んでいます。また、地元産ヒノヒカリを玄米・白米の両方で販売、店頭での野菜料理のレシピ配布を行うなど、販売方法の工夫を行っています。また、チラシ、LINE公式アカウント、Instagram等のSNSを利用した情報発信などにより来店客の増加にも取り組んでいます。
- 組合員や地域住民に食や農に関する興味・関心を持ってもらうため、農産物直売所「フレッシュ・クラブ」での各種イベント並びに講習会を開催しています。
- 農業者の必要な資金を中長期的に支援する農業融資の拡大・相談業務機能強化に向け、多様化する農業者ニーズに適切に応える人材育成に取り組み、農業金融プランナーの資格取得に積極的に取り組んでいます。

< 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む) >

- 農業者等の経営支援に関する取り組み方針
当JAは農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。
- 農業者等の経営支援に関する態勢整備
当JAはお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて金融円滑化にかかる対応を一元的に管理・協議しています。また、各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

●農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、各種農業資金を提供するとともに、JAグループの助成制度の取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

農業の担い手支援に取り組み、その担い手への金融対応強化を図るため「担い手金融リーダー」を設置し、農業者のニーズの把握に努め、「JA担い手応援ローン」等金融サービスの提供・相談対応を行っています。

●農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地域の小学生等の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、「アグリゾーンでの農業体験」、「職員による出張授業」、「ミニトマトの栽培セットの配布」等の食農事業の実施により、地域社会に貢献しています。

< 安全・安心な農産物づくりへの取り組み >

●「安全・安心な農産物」を消費者に提供するため、「大阪エコ農産物認証制度」、さらに当JA独自の「健康百菜」※をロゴマークとしたエコ野菜の拡充に取り組んでいます。また、農業用廃棄ビニールの回収(毎年1回)に取り組む等、環境に配慮した農業を推進しています。

※「健康百菜」・・・JA健康寿命100歳プロジェクトの一環として、フレッシュ・クラブで販売する野菜をすべてエコ農産物になるようにする取り組み。

- 100歳まで健康で元気に！
 - 100品目のエコ農産物販売！！
 - 100軒以上のエコ農産物生産者！！
- という意味も込められています。

●組合員の農作業の軽減をサポートする受委託事業、及び経済的負担を軽減するレンタル農機具の更なる充実を図るとともに、営農渉外による圃場での指導を実施しています。

●「フレッシュ・クラブ」を通じ、「安全・安心」な農産物を出荷するために栽培記録管理の徹底と残留農薬検査を合理的・効率的に実施しています。

6. 地域貢献情報等

当JAは、東大阪市、八尾市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合としての役割を最大限発揮していくため、様々な文化・芸術へのふれあいや助け合いを通じた社会貢献に努めています。

< 社会貢献活動 >

- 顧客満足度向上と企業の社会的責任の一環として、高齢者や視聴に不安がある来店客用に、周囲の音声が聞きやすくなる携帯補助器を全店に設置し、利用者から好評を得ています。
- 業務用の車及びバイク(原付)に「こども110番」のステッカーを貼付し、子どもた

ちを犯罪から守り、被害を最小限に止めるための運動に取り組んでいます。

< 地域貢献情報 >

- 暮らしの活動として、身近で様々な文化・芸術にふれあえる演歌ギターコンサートや落語会などの「JAふれあいライブ」「組合員美術作品展」などを開催し、心豊かな暮らし作りに貢献しています。
- 本・支店、センター等にAEDを設置することに加え、職員が救命技能を習得(普通救命教習を受講)し、住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。
- 交通安全啓蒙活動として、本店の幹線道路沿いに電光掲示板を設置。交通安全に関する標語を掲示することで、ドライバー・地域住民の交通安全への意識を高め、安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。
- 大阪府の「みどりの風を感じる街づくり事業」の一環である国道308号線(中央大通り)高架下及び沿道の緑化協力として、歩道植樹帯の立体花壇(フラワーポール)の資材提供を行い、地域にみどりを増やす環境づくりに貢献しています。
- 本・支店、センター等に災害多人数用救急箱、防災用ヘルメット及びブルーシートを設置し、大地震・台風等の自然災害に備えるとともに、ブルーシートにおいては有事の際、地域住民への貸し出しもできるようにし、災害時に地域の復興に貢献する体制づくりを行っています。

< 利用者ネットワーク組織 >

- JAグリーン大阪みどりの会 平成11年4月27日設立
対 象: 当JAで年金受取りをされている方
会 員 数: 13,710名
活動内容: ゲートボール大会、社会見学等

< 情報提供活動 >

- JA広報誌の発行
名 称: フォレスト(地域に開かれたJAと地域農業をPRします)
発 行: 隔月発行
部 数: 12,300部
配 布 先: 組合員ならびに利用者
- ホームページの開設
JAグリーン大阪の事業紹介ならびに最新情報を皆さまに発信しています。
<https://www.ja-greenosaka.or.jp>
- 公式Instagramアカウントの開設
JAグリーン大阪の新鮮な地場産農産物や各種事業、組織活動等の最新情報を写真や動画で皆さまに発信しています。
ユーザーネーム ja.greenosaka_official

7. リスク管理の状況

1. リスク管理の体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部審査課等を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができない場合や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「コンピュータシステム障害対策委員会設置規程」を策定しています。

2. 法令遵守の体制

〔コンプライアンスへの取り組み〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。(「コンプライアンス基本方針」については、下記をご参照ください)

コンプライアンス基本方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成20年3月26日制定)

- 1 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 2 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 3 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 4 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 5 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「苦情受付窓口」を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。(詳細は下記をご参考ください)

【組合員からの情報提供窓口の設置】

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法(法第35条の5)および農協法施行規則(第81条)に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報(組合経営に関する事象に限る)の提供を求めています。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

グリーン大阪農業協同組合 監事会

連絡先: 〒577-0011

東大阪市荒本北1丁目5番50号

グリーン大阪農業協同組合 常勤監事 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

※当JAの業務に関する一般的な苦情については、下記のとおり別途窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

【苦情受付窓口】

担当部署名:総務企画部人事課

電 話:0120-74-0087(苦情受付専用電話)

〔利用者保護等への取り組み〕

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む)の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。(「JAバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください)

JAバンク利用者保護等管理方針

グリーン大阪農業協同組合

(平成22年9月22日制定)

グリーン大阪農業協同組合(以下「当組合」という)は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む)し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※1.本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

※2.本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

〔金融商品の販売等への対応〕

当JAでは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、理事会において決議した「金融商品の勧誘方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行ってまいります。（「金融商品の勧誘方針」については、下記をご参照ください）

金融商品の勧誘方針

グリーン大阪農業協同組合
（平成13年3月28日制定）
（平成20年6月25日全部変更）

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔顧客本位の業務運営に関する取り組み〕

当JAでは、組合員・利用者の安定的な資産形成を図ることを目的とし、理事会において決議した「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して安定的な資産形成に貢献してまいります。（「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」については、下記をご参照ください）

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

グリーン大阪農業協同組合
（平成29年12月20日制定）
（令和5年1月31日全部改正）

グリーン大阪農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、「地域の活力となり、人々に貢献し、喜ばれるJA」の経営理念のもと、各事業の体制整備・強化に取り組み、経営基盤の拡充に努めております。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

また、2021年1月に金融庁により改訂された原則に対応し、「お客さま本位の業務運営」をより徹底するため、当組合の「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」および取組状況の見直しを実施いたしました。

今後、本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1)お客さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則 2 本文および(注)、原則 3 (注)、原則 6 本文および(注 2、3)】

(2)金融商品の選定にあたっては、次の観点からお客さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。【原則 2 本文および(注)、原則 6 本文および(注 2)】

<セレクトファンド選定基準>

①長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。

(テーマ型ファンドでないこと)

②手数料

手数料が良心的な水準であること。

③運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

④将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

⑤運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1)お客さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

(2)お客さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 3)】

(3)お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則 4 本文、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

(4)お客さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、お客さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。【原則 2 本文および(注)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

(5)お客さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切なフォローアップを行います。【原則 6 本文および(注 1)】

(6)お客さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、お客さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しております。【原則 2 本文および(注)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

(1)お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則 3 本文および(注)】

(2)金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益とお客さまの利益が反する可能性とその対処について明確化いたします。【原則 4 本文、原則 5 本文および(注 1

～5)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) お客さまの多様な資産運用ニーズに応じ、適切な提案を行うことができる高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】
- (2) お客さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しております。【原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

＜推奨する外部資格＞

- ・証券外務員 1 種(対象:全職員)
- ・内部管理責任者試験(対象:全職員)
- ・FP2 級技能士(対象:全職員)

- (3) 業績の評価にあたっては、投信販売実績は評価材料として考慮しておりません。【原則 7 本文および(注)】

以上

(※)上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021 年 1 月改訂)との対応を示しています。

【利益相反管理への取り組み】

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。(「利益相反管理方針」については、下記をご参照ください)

利益相反管理方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成 21 年 5 月 29 日 制定)

グリーン大阪農業協同組合(以下、「当組合」という)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます)を次のとおり定める。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型等

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられる。

(1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型

(取引例)

抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

(取引例)

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化する。
- (2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認する。
- (3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告する。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談する。
- (5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保する。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限る)
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める利益相反管理規程に基づき適切に記録し、保存する。

6. 利益相反管理体制

- (1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定める。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないこととする。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努める。
- (2)利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善する。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

8. 本方針の制定・改廃

本方針の制定・改廃は、理事会の決議による。

〔マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します。(内容については、下記の「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください)

マネー・ローンダリング等及び 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成31年2月27日制定)

グリーン大阪農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、「政府指針」という。)」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(改廃)

この方針の改廃は、理事会の決議による。

〔個人情報保護への取り組み〕

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律、その他関係諸法令および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「個人情報保護方針」に定められた義務を誠実に遵守してまいります。(「個人情報保護方針」については、下記をご参照ください)

個人情報保護方針

グリーン大阪農業協同組合
(平成17年2月23日制定)
(令和4年4月1日改正施行)

グリーン大阪農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」

といたします。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのた

めの内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

改廃

この方針の改廃は、理事会の決議による。

〔金融円滑化への取り組み〕

当JAは、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

取り組みとして、下記のとおり「金融円滑化にかかる基本の方針」を制定し、体制を強化いたしました。

当JAでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。（「金融円滑化にかかる基本の方針」については、下記をご参照ください）

金融円滑化にかかる基本の方針

グリーン大阪農業協同組合

（平成22年1月27日制定）

（平成25年5月30日一部改正）

当JAグリーン大阪（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

- (2)信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3)各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR制度への対応〕

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

(午前9時～午後5時、ただし金融機関の休業日を除く)

信用事業受付窓口 電話:06-6748-5201

共済事業受付窓口 電話:06-6748-5204

共通フリーダイヤル 電話:0120-74-0087

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター(03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(03-3581-2249)、京都弁護士会紛争解決センター(075-231-2378)、公益社団法人民間総合調停センター(大阪府)、兵庫県弁護士会紛争解決センター(078-341-8227)

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

◎ 現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

◎ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会でできる訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口またはJA共済相談受付センター(電話:0120-536-093)にお問合せください。

3. 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会・代表理事組合長・監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金(「普通貯金無利息型(決済用)」及び「総合口座の普通貯金無利息型」)をご用意しております。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

●貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

●為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

●その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)・投資信託の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

●商品・サービスの案内

●貯金業務

貯金種別		仕組・特色	期間	お預け入れ額	付利単位
総合口座	普通貯金	普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。受け取る(給与・年金など)・支払う(公共料金など)・貯める・借りるが一冊でできます。	出し入れ自由	1円以上	※100円
	普通貯金 (無利息型)	普通貯金(無利息型)と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。普通貯金残高は、全額貯金保険の対象となります。	出し入れ自由	1円以上	無利息
	定期貯金 (自動継続)	お利息有利な定期貯金で、大切な資金を大きくふやせます。また自動継続ですから書替えの手間もかかりません。不意な出費があった時、定期貯金の90%以内で最高200万円まで自動的にご融資いたします。	1ヵ月以上10年以内	1円以上	1円
当座貯金		小切手や手形によるお支払いができます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
普通貯金		預入・引出しが自由で、最も一般的な貯金で、公共料金等の自動支払いや年金・給与・配当金等の自動受取りもでき、日常生活に必要なお金を財布代りに預けておくのに便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上	※100円
普通貯金 無利息型(決済用)		「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」の3要件をみたした貯金で、ペイオフ全面解禁後も貯金保険制度により全額保護される普通貯金です。	出し入れ自由	1円以上	無利息
納税準備貯金		税金の納付に備えるための貯金です。	お引き出しは納税時	1円以上	※100円
消費税目的貯金		消費税を納付する法人・個人事業者に貯金して頂くことで計画的な納税を支援します。	1年	1円以上	※100円
貯蓄貯金		普通貯金と同じように自由に出し入れができるうえ、普通貯金より高利回りでご利用いただけます。お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上	※1円
通知貯金		ごく短期間の運用に便利です。	1週間以上	5万円以上	1円
定期積金	目標式	目標額にあわせて毎月積み立てていく積金です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上	1円
	定額式	ご計画にあわせて毎月一定額を積み立てていく積金です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上	1円
なごみ定期積金		公的年金受給者を対象に隔月掛金(2ヶ月毎)で無理なく積み立てができ優遇金利・割引クーポン等の特典が受けられます。	1年以上5年以内	1,000円以上 (年金受給額を上限とする)	1円
そなえ得定期積金		満55歳以上65歳未満の方で、且つ公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)のお受取を当JAで予約された方に金利を上乗せします。	1年以上5年以内	1,000円以上	1円
消費税目的定期積金		消費税を納付する法人・個人事業者に貯金して頂くことで計画的な納税を支援します。	1年	1万円以上	1円
積立定期貯金	エンドレス型	いつでも都合により自由な金額を積み立てられ、目的貯蓄として利用されます。	積立期間を定めない方式	1円以上	1円
	満期型	満期日を指定する型です。	6ヵ月以上10年以内 据置期間 1ヵ月以上3年以内	1円以上	1円
期日指定定期貯金		自由金利で、お利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据置き期間後はいつでもお引き出しに出来ます。	最長3年	1円以上 300万円未満	1円
スーパー定期貯金		自由金利で、金額・期間に合わせてお選びいただけます。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取扱いが可能です。	1ヵ月以上10年以内	1円以上	1円
大口定期貯金		大口資金の高利回り運用に最適です。	1ヵ月以上10年以内	1千万円以上	1円
グリーン定期貯金		当JAで年金を受取って頂いているお客様ならびに、年金口座を指定頂いたお客様が対象です。	1年	500万円以内	1円
ナイスミドル (定期貯金)		満58歳以上で、公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)のお受取を当JAで予約された方を対象とします。	1年	500万円以内	1円
変動金利型定期貯金		6ヶ月ごとに金利が変動します。	1年以上3年以内	1円以上	1円
据置定期貯金		預入期間に応じて6段階の金利を設定しています。6ヶ月ごとに金利が変動します。	最長5年	1円以上 1千万円未満	1円
財産形成貯金	一般財形	積立額、貯蓄目的ともご自由。1年を経過すればいつでもお引き出しできます。	3年以上	1円以上	1円
	財形年金	在職中に退職後のために積み立てを行い、60歳以降に年金方式(3ヶ月毎)でお受取りできます。また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上	1円
	財形住宅	住宅取得を目的に、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上	1円
譲渡性貯金		大口資金を高利回りで運用できます。また、満期日前に譲渡できます。	1ヵ月以上5年以内	1千万円以上	1円

◎定期貯金は原則として毎週月曜日に利率を見直し、店頭に表示しています。 ※付利最低残高 1,000円

●貸出業務

種 類		使 途・留 意 事 項	融 資 金 額	期 間
不 動 産 担 保	不動産賃貸事業資金	賃貸住宅・賃貸倉庫等の設備資金、 賃貸事業用物件の購入資金	15億円以内	30年以内
	経営刷新事業資金	地域経済ならびに組合員の生活の安定と 向上に寄与すると認められる健全な事業 に必要な資金	15億円以内	30年以内
	相続税(贈与税)等資金	相続税・贈与税の納付及び他の相続人に 支払うために必要な資金	15億円以内	20年以内
	資産継承ローン	相続税の納税等に必要な資金	3億円以内	30年以内
	住宅資金 (変動金利型)	住宅購入、住宅関連設備資金	1億円以内	30年以内
	住宅ローン 基金協会保証付 協同住宅ローン(株)保証付 (固定金利選択型・変動金利型)	住宅(中古住宅を含む)宅地の購入資金 住宅の新築・増改築資金	10万円以上 1億円以内	40年以内 (中古住宅購入については、一定の制限あり)
	ライフサポートローン	結婚資金、生活介護資金等	1,000万円以内	10年以内
各 種 ロ ー ン	リフォームローン	ご自宅の増改築・補修またはシステムキッ チン・バス・トイレ等の住宅関連設備資金	10万円以上 1,000万円以内	15年以内
	多目的ローン	お使いみちはご自由です (ただし事業資金は除く)	10万円以上 500万円以内	10年以内
	マイカーローン	自動車の購入、車庫の建築等の自動車 関連資金	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
	教育ローン	入学金、授業料等の学生生活に必要な 資金	10万円以上 1,000万円以内	・据置期間 お子様の在学期間+6ヶ月 ・借入期間期間 15年(在学期間+9年)以内
	教育ローン(カード型)	就学されるご子弟の教育に関する全ての ご資金	10万円以上 700万円以内	1年ごとに契約更新 (65歳に達した後は更新しない。新規貸越可 能期間は、卒業年月日の末日まで。)
	カードローン (約定返済方式)	お使いみちはご自由です	10万円以上 300万円以内	1年ごとに契約更新 (65歳に達した後は更新しない。ただし、契約 金額が50万円以内の場合は、70歳に達した 後は更新しない。)
農 業 関 連 資 金	農業振興資金	農地の取得、農業施設の取得、農機具、 運搬用器具の取得等	事業費の100% 以内	30年以内
	農機ハウスローン	農機具の購入、パイプハウス建築費用等 の農業関連資金	1,800万円以内	10年以内
	新規就農応援資金	将来の地域農業を支える新規就農者の就 農定着を支援するための資金	1,000万円以内	最長17年 (据置最長5年)
	担い手応援ローン	農業経営にかかる設備・運転資金	3,000万円以内	1年以内

●手数料一覧 (手数料については、いずれも消費税込の金額です。) (令和5年7月1日現在)

振込手数料	窓口利用	自店内			無料		
		自農協内宛 系統宛		1件につき	440円		
		他行宛		1件につき	770円		
	ATM利用	キャッシュ カード	自店内			無料	
			自農協内宛 系統宛		1件につき	220円	
			他行宛		1件につき	440円	
		現金	自店内			無料	
			自農協内宛 系統宛		1件につき	330円	
			他行宛		1件につき	660円	
	個人インターネット バンキング		自店内			無料	
			自農協内宛 系統宛		1件につき	110円	
			他行宛		1件につき	220円	
	法人 インターネット バンキング		月額基本 手数料	振込・照会サービスのみ		1契約	1,100円
				振込・照会サービス +データ伝送サービス		1契約	3,300円
			振込(振替) 手数料	自店内			無料
				自農協内宛 系統宛		1件につき	220円
				他行宛		1件につき	440円
			総合振込 手数料	自店内			無料
				自農協内宛 系統宛		1件につき	220円
				他行宛		1件につき	440円
給与・賞与 振込手数料	自店内			無料			
	自農協内宛 系統宛			無料			
	他行宛		1件につき	55円			
JAデータ 伝送サービス	月額手数料	毎月の固定利用料で 加入者センタ登録料		1契約	5,500円		
		任意ファイル伝送サービス 利用「有」の場合		1契約	5,500円		
校納金システ ム手数料	月額手数料			1学校	5,500円		
自動送金サービス		自店内			無料		
		自農協内宛 系統宛		1件につき	440円		
		他行宛		1件につき	770円		

※ 個人インターネットバンキング月額手数料は無料

送金手数料	系統宛 他行宛	1件につき	660円
-------	------------	-------	------

取立	電子交換	1通につき	1,100円
	個別取立	1通につき	1,100円

その他の 為替手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	(ただし 1,100円を超える実費 を要する場合は、その実費)	1,100円
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円

円貨両替硬貨整理	(ご留意事項) 1. 両替のお取扱枚数は、紙幣及び硬貨が対象となり、両替前の枚数、または両替後の枚数のいずれか多い方とさせていただきます。 2. 硬貨から紙幣への両替に関する取扱手数料及び硬貨による入出金・お振込に関する取扱手数料についても右記の手数料をいただきます。 3. 硬貨計数後に入出金・お振込を取りやめる場合や、金額を変更される場合も、手数料をいただきます。なお、手数料は入出金またはお振込みする硬貨とは別にご用意ください。 4. 出金で金種を指定される場合、紙幣を除く硬貨が対象となります。 5. 1日に複数回に分けて両替(入出金・お振込含む)される場合は、合算した枚数に応じた手数料をいただきますが、紙幣の入出金・お振込は対象外といたします。 6. 1日に複数の支店で同一口座に入出金・お振込いただく場合には、それぞれの支店でお取引いただいた硬貨枚数に応じて手数料をいただきます。	紙幣及び硬貨の枚数	手数料金額
	1枚以上、100枚以下	無料	
	101枚以上、500枚以下	330円	
	501枚以上、1,000枚以下	660円	
	1,001枚以上	500枚ごとに330円加算	

貯金業務の手数料	貯金残高証明書	1枚につき	220円	
	貯金取引履歴明細表	1顧客につき	1,100円	
	利息支払証明書	1通につき	220円	
	貯金通帳の再発行	1冊につき	550円	
	貯金証書の再発行	1通につき	550円	
	キャッシュカードの再発行	1枚につき	550円	
	ICキャッシュカードの再発行	1枚につき	1,100円	
	キャッシュカード暗証番号照会	1件につき	440円	
	小切手帳用紙代	1冊につき	11,000円	署名鑑有 12,100円
	約束手形用紙代	1冊につき	5,500円	署名鑑有 6,600円
	署名鑑新規登録料			4,950円
	署名鑑変更料			2,200円
	署名鑑廃止料			無料
	マル専手形	口座開設 用紙1枚	3,300円 880円	
	自己宛小切手用紙代	1枚につき	550円	
未利用口座管理手数料 (令和3年10月1日以降開設分)	1口座 年額	1,320円		

預り手数料等	国債等窓販の保護預り	1口座月額	無料
	投資信託の保護預り	1口座月額	無料
	投資信託販売手数料	JA取扱ファンド手数料どおり	
	夜間金庫	1契約月額	2,200円
	貸金庫 (従来型、半自動型、全自動型)	1契約月額	1,100円
	個人情報開示手数料	1件	1,100円
	株式払込事務受託	一括取扱手数料率	別途算式による

種類		手数料(税込)	備考	
当座貸越	貸越開始		1,100 円	<ul style="list-style-type: none"> ・統一ローンのみ対象。 ・総合口座貸越契約は免除。 ・カード発行手数料を含む。(再発行は手数料要) ・随時弁済型から約定返済型へ切替の場合は手数料免除。
	条件変更	極度額変更	2,200 円	
		貸出先・保証人		
		担保・保証		
		その他		
手形貸付	新規実行(書替合)		1,100 円	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付番号ごとに必要 ・貯金担保は免除
	全部・一部繰上償還		5,500 円	
	条件変更	貸出先・保証人	5,500 円	
		担保・保証		
		その他		
証書貸付	新規実行		22,000 円	下記以外のもの
			1,100 円	貯金・共済担保
			5,500 円	住宅ローン・リフォームローン
			2,200 円	その他の統一ローン 但し、リリーフローンは免除
	全部・一部繰上償還		5,500 円	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付番号ごとに必要 ・貯金・共済担保は免除 ・留保金からの相殺は手数料免除
	条件変更	償還条件	5,500 円	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付番号ごとに必要 ・貯金・共済担保は免除
		利率		
		貸出先・保証人		
担保・保証				
その他				
残高証明(1通につき)		220 円		

- ※ 職員・地方公共団体は、手数料免除。
- ※ 各手数料に登記簿謄本・公図の取得費用が含まれています。
- ※ 各条件変更は、貸出事務手続(統一版)の項目に準じています。
- ※ 相続に伴う条件変更は手数料免除。
- ※ 保証意思宣明公正証書を作成した場合は、新規実行手数料免除。

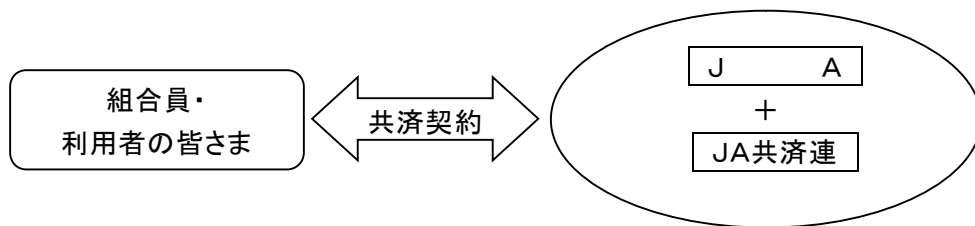
〔共済事業〕

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建更・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活を送るうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

◇JA共済の役割

JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けいたします。



J A	<p>■JA共済の窓口です。組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。</p>
JA共済連	<p>■各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行い、JAと一体となって共済事業を運営しています。</p>

●共済仕組み一覧

種類 項目	長期共済 (共済期間5年以上のもの)	内 容
生命 総合 共済	終身共済	一生涯にわたって万一(死亡・後遺障害)の保障を備えられます。一時金だけではなく、ご家族の生活資金を年金でお受取りになれる保障プラン(生活保障特約・家族収入保障特約)もあります。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一(死亡・後遺障害)の保障を備えられます。
	定期生命共済 (通減期間設定型)	ライフステージに応じて保障金額を逡減させることにより、お手頃な共済掛金で万一(死亡・後遺障害)の保障を備えられます。
	養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一(死亡・後遺障害)の保障です。
	こども共済 【にじ・えがお・学資応援隊】	お子さまやお孫さまの教育資金の準備に活用いただけます。高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっています。
	医療共済 【メディフル】	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
	がん共済	上皮内がんを含む様々な「がん」や「脳腫瘍」の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。
	介護共済	一生涯にわたって介護の不安に備えられます。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障し、一生涯にわたって備えられます。
	生活障害共済 【働くわたしのささエール】	身体障害者手帳制度(公的制度)に連動した幅広い身体障害状態に備えられる保障で、働けなくなったときのリスクに備えられます。
	特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	「三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)」に加え、「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障し、継続治療にかかる様々な経済的負担に備えられます。
予定利率変動型 年金共済 【ライフロード】	毎月・毎年の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。(ご契約後6年目以降、1年ごとに予定利率を見直します。)	
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・改築や家財の買替資金として活用いただけます。	

短期共済 (共済期間5年未満のもの)	内 容
火 災 共 済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自 動 車 共 済	対人賠償や対物賠償をはじめ、人身傷害、車両保障、車両諸費用保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。掛金割引制度も充実しています。
傷 害 共 済	日常のさまざまなアクシデントによる死亡や負傷を保障する共済です。
賠 償 責 任 共 済	日常生活での賠償事故を保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。農地面積と支払限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車(注記)に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。 (注記)農耕作業用小型特殊自動車を除きます。
ボランティア活動共済	ボランティア活動中の傷害・賠償事故保障です。

※ この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

〔経済事業〕

○購買事業

生産資材においては、肥料・農薬の予約購買と引き取り制度の利用促進により、組合員の生産コストの軽減に取り組むとともに、品目集約による供給コストの低減に努めます。

生活物資においては、組合員・利用者の生活様式に対応した商品のPR強化により、購買品取扱高の拡大を目指し、経済事業の収支改善に取り組みます。

○営農指導事業

組合員が安全・安心な農産物を継続的に生産できるよう、営農渉外による巡回指導を強化し、施肥管理、農薬の適正指導や病虫害の早期発見、早期防除指導と情報提供を行い、品質のよい健康百菜(エコ農産物)の生産拡大により農業者の所得増大を目指します。

地域農業の将来を担う新規就農者、定年帰農者、後継予定者等の育成の取り組みとして、第6期農業塾(担い手サポートスクール)の充実に努め、地域農業の振興を図ります。

○生活指導事業

身近で様々な文化・芸術にふれあえる「JAふれあいライブ」や「組合員美術作品展」などの生活文化活動を展開し、地域に貢献するJAを目指します。

また、地域とともに実施する支店協同活動や女性会本部・支部活動により、地域に根ざしたくらしの活動を活性化します。さらに生活習慣病健診・ゴルフ大会・歩こう会などの実施を通じ協同のなかまとしての意識を高め、JA活動の充実と一層の組合員参加を実現し地域においてさらに存在感を発揮します。

○利用事業

農業者の高齢化や後継者不足に起因する労働力の低下に対応するため、受委託事業(外部委託提携)の更なる拡大と、組合員の生産コスト削減の一助としてレンタル農機具の充実に努めます。

○宅地等供給事業

組合員の資産の有効活用並びに保全について、JAは組合員とともに取り組みます。具体的には、遊休地の活用、駐車場管理、老朽化した賃貸物件の建て替え、リノベーションなど、長期的な視野で、次世代への資産承継を含めた提案・指導により、組合員の生活の安定・向上を図ります。

○販売事業

農産物直売所(フレッシュ・クラブ)や朝市を通じ、消費者に「安全・安心」な「健康百菜(エコ農産物)」の提供を行います。また、直売所店頭や SNS を通じて消費者のニーズに合った情報、レシピなどを配布・発信し PR することにより来店客数の増加に取り組みます。

さらに、学校給食への地元産米や野菜の提供等に積極的に取り組み、地域農業の発展と地産地消運動に貢献します。

●主要購買品目

種 類		内 容	
生 産 資 材	肥 料	有機・無機肥料全般、土壌改良剤	
	農 薬	水稲・野菜用殺虫殺菌剤、園芸用殺虫殺菌剤、除草剤	
	保 温 資 材	ハウス・トンネル用ビニール・ポリ、寒冷紗等被覆資材	
	包 装 資 材	野菜用結束ヒモ、野菜出荷用包装資材、米袋、ネット	
	農 業 機 械	農業機械全般、農機具修理、農機具部品	
	自動車(二輪車を除く)	トヨタ、日産、スバル、その他取扱	
	建 築 資 材	白蟻駆除工事・パイプハウス(農業用)等	
そ の 他	資材、種子・苗		
生 活 物 資	食 料 品	米	とく得米等
		生 鮮 食 品	ハム、冷凍食品等(正月用品)
		一 般 食 品	生鮮食品を除く一般食品(春、秋共同積上げ運動)
	耐 久 消 費 財	石碑石材、仏壇仏具、エコガラス、美術工芸品、健康機器	
	日 用 保 健 雑 貨 用 品	医薬品を除く日用雑貨、補聴器	
	F C 供 給 品	フレッシュ・クラブ供給品	

●営農・生活・相談サービス

		内 容
営 農 指 導		経営所得安定対策制度の推進、病虫害防除、農薬の安全使用、学童の水稲実習、イモ掘り体験実習、水稲育苗等を実施しています。
	配 達	営農センター 三野郷営農センター
	農作業受委託 (耕うん、代かき、育苗、田植え、 稲刈り、粃すり)	フリーコール 0120-233-489 フリーコール 0120-305-319
	農機具レンタル (田植機、トラクター、草刈機、 管理機、噴霧器等)	営農センター フリーコール 0120-233-489
営 農 相 談	行政・農と緑の総合事務所と連携した営農相談を実施しています。	
営 農 情 報	広報誌(フォレスト)・ホームページにて営農情報を発信しています。 ホームページ https://www.ja-greenosaka.or.jp/einou/	
生 活 指 導	生活習慣病健診・各種文化教室の開催等による組合員の生活指導を実施しています。	
税 務 相 談	毎月、支店(英田、花園ラグビー、玉川、盾津、新庄、縄手、縄手南、三野郷、玉串、楠根、意岐部、荒本)12会場にて、税理士による無料税務相談を実施しています。 日常の税務相談については、本店(資産活用課)にて対応しています。	
法 律 相 談	毎月、本店(資産活用課)・縄手支店・意岐部支店の3会場にて、弁護士による無料法律相談を実施しています。	

(2) JAバンク・セーフティネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

＜参考＞自己改革実践状況報告等

当JAでは自己改革として、さまざまな取り組みを行っております。なお、令和5年6月24日開催の総代会において、その自己改革工程表を以下のとおり報告しており、当該資料を参考として掲載いたします。

JAグリーン大阪自己改革工程表

JAグリーン大阪は、これまで組合員との対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年度より実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、また、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、JAグリーン大阪は地域になくしてはならないJAであり続けるため、JA全体の収益力の向上や合理化・効率化によって、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図ります。また、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

1. 自己改革を実践するための具体的方針

(1) 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。

(2) 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みを目標及び施策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。

特に、地域の農業者を対象に、次のことに取り組めます。

①米の買取強化、②大阪産エコ農産物の推奨、③土壌分析検査の強化

「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組めます。

①朝市・直売所での安全・安心な農産物の提供

(3) 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

2. 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内農地の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっています。

こうした情勢のなか、5年後の成行きシミュレーションにより抽出された課題に対応して、健全で持続性のある経営を確保するため、経営基盤強化に取り組めます。

(1) 「組合員等に対する価値提供の向上」「営農・経済事業の収支改善」の両立を目指し、次のことに取り組めます。

○営農・経済事業の成長・効率化プログラム

今後も営農経済事業の収支構造の改善をはじめとした自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、環境変化に対応した収支シミュレーションによる事業運営と効率的な施設運営を通じた費用削減等により、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

3. 自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域に根ざしたJAを目指して、准組合員モニター制度やアンケート等を通じて、「正組合員とともに地域農業や地域経済の発展を共に支える組合員」である准組合員の声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革工程表(重点目標)

1. 農業者の所得増大・農業生産の拡大

重点目標	成果・数値目標		
		令和4年度	令和5年度
(1)米の出荷量の拡大 対象者:ヒノヒカリ出荷者	計画	1,700本 (1等・2等)	2,000本 (1等・2等)
	実績	2,225本	
(2)フレッシュ・クラブの来店者数 対象者:来店客	計画	前年度対比 105%	前年度対比 105%
	実績	91.9%	
(3)エコ農産物申請者数 対象者:生産者	計画	100人	100人
	実績	114人	
(4)土壌分析検査件数 対象者:生産者	計画	120件	130件
	実績	144件	

※想定される効果:上記(1)・(2)により農業者の売上増加
(3)・(4)により農産物の品質向上

2. 経営基盤の確立・強化の取り組みについて

重点目標	成果・数値目標		
		令和4年度	令和5年度
(1)持続可能な収益性の確保 営農・経済事業の成長・効率化 プログラムによる収支改善額	計画	2,000千円	4,000千円
	実績	3,368千円	

3. 組合員との対話・意思反映

重点目標	成果・数値目標		
		令和4年度	令和5年度
(1)正組合員との訪問・対話	計画	500人	800人
	実績	518人	
(2)地区座談会 地区説明会 (准組合員含む)	計画	8回 200人	8回 200人
	実績	16回 361人	
(3)組合員アンケート	計画	広報誌で アンケート	栽培体験学習に応募 した准組合員へ実施
	実績	広報誌に掲載しました。	

【経営資料】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	(令和4年3月31日現在)	(令和5年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	332,688,846	335,664,470
(1) 現金	822,915	828,159
(2) 預金	267,518,211	268,571,898
系統預金	267,518,211	268,571,898
(3) 有価証券	26,491,470	29,097,660
国債	26,491,470	29,097,660
(4) 貸出金	36,433,152	35,680,773
(5) その他の信用事業資産	1,560,391	1,616,669
未収収益	1,520,743	1,548,251
その他の資産	39,647	68,418
(6) 貸倒引当金	△ 137,294	△ 130,689
2. 共済事業資産	13,816	11,385
(1) 未収収益	13,816	11,385
3. 経済事業資産	25,569	28,453
(1) 経済事業未収金	11,655	11,514
(2) 棚卸資産	13,752	16,775
購買品	9,751	10,297
販売品	4,001	6,478
(3) その他の経済事業資産	197	197
(4) 貸倒引当金	△ 36	△ 33
4. 雑資産	253,657	273,989
(1) 雑資産	253,687	274,015
(2) 貸倒引当金	△ 29	△ 26
5. 固定資産	5,372,123	5,716,845
(1) 有形固定資産	5,369,243	5,713,965
建物	3,864,087	4,104,719
機械装置	48,924	49,390
土地	3,997,640	3,997,640
建設仮勘定	20,138	-
その他の有形固定資産	760,201	873,005
減価償却累計額	△ 3,321,749	△ 3,310,790
(2) 無形固定資産	2,880	2,880
6. 外部出資	12,668,572	12,668,572
(1) 外部出資	12,668,572	12,668,572
系統出資	12,513,015	12,513,015
系統外出資	155,557	155,557
資産の部合計	351,022,585	354,363,717

(単位:千円)

科 目	令 和 3 年 度 (令和4年3月31日現在)	令 和 4 年 度 (令和5年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債	328,046,084	331,667,566
(1) 貯 金	325,311,069	329,313,105
(2) 借 入 金	2,300,000	2,000,000
(3) その他の信用事業負債	422,078	342,396
未 払 費 用	174,133	119,950
そ の 他 の 負 債	247,944	222,445
(4) 睡 眠 貯 金 払 戻 引 当 金	12,937	12,063
2. 共 済 事 業 負 債	581,525	572,490
(1) 共 済 資 金	220,935	209,920
(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	345,288	348,623
(3) 共 済 未 払 費 用	9,235	7,226
(4) その他の共済事業負債	6,066	6,719
3. 経 済 事 業 負 債	11,576	10,965
(1) 経 済 事 業 未 払 金	11,576	10,965
4. 雑 負 債	721,090	740,782
(1) 未 払 法 人 税 等	152,393	179,904
(2) 資 産 除 去 債 務	26,451	26,306
(3) そ の 他 の 雑 負 債 金	542,245	534,572
5. 諸 引 当 金	603,532	572,848
(1) 賞 与 引 当 金	51,949	52,756
(2) 退 職 給 付 引 当 金	320,323	310,984
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24,990	23,434
(4) 特 例 業 務 負 担 引 当 金	206,268	185,672
6. 繰 延 税 金 負 債	613,683	377,452
7. 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	518,389	518,389
負 債 の 部 合 計	331,095,881	334,460,494
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本	16,756,415	17,364,384
(1) 出 資 金	1,415,260	1,387,629
(2) 利 益 剰 余 金	15,361,451	16,004,208
利 益 準 備 金	3,140,469	3,140,469
そ の 他 利 益 剰 余 金	12,220,981	12,863,739
信 用 事 業 基 盤 強 化 積 立 金	3,500,000	3,700,000
施 設 整 備 積 立 金	200,000	225,000
創 立 周 年 記 念 事 業 積 立 金	40,000	15,000
特 別 積 立 金	5,655,835	5,655,835
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,825,146	3,267,904
(うち当期剰余金)	(599,097)	(670,636)
(3) 処 分 未 済 持 分	△20,296	△27,453
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,170,289	2,538,837
(1) その他有価証券評価差額金	2,013,566	1,382,114
(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	1,156,722	1,156,722
純 資 産 の 部 合 計	19,926,704	19,903,222
負 債 及 び 純 資 産 合 計	351,022,585	354,363,717

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
1. 事業総利益	2,865,529	3,001,362
事業収益	3,238,782	3,361,989
事業費用	373,253	360,627
(1) 信用事業収益	2,300,536	2,449,382
資金運用収益	2,235,672	2,316,368
(うち預金利息)	(1,469,705)	(1,490,566)
(うち有価証券利息)	(313,763)	(347,082)
(うち貸出金利息)	(312,436)	(324,678)
(うちその他受入利息)	(139,766)	(154,040)
役務取引等収益	50,787	53,977
その他事業直接収益	339	8,437
その他経常収益	13,736	70,598
(2) 信用事業費用	262,348	251,243
資金調達費用	163,554	156,293
(うち貯金利息)	(161,894)	(151,583)
(うち給付補填備金繰入)	(785)	(681)
(うちその他支払利息)	(875)	(4,029)
役務取引等費用	14,545	13,796
その他経常費用	84,248	81,153
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(1,555)	(2,881)
信用事業総利益	2,038,187	2,198,138
(3) 共済事業収益	771,819	744,465
共済付加収入	708,332	687,172
その他の収益	63,487	57,292
(4) 共済事業費用	24,527	24,067
共済推進費用	20,834	19,031
その他の費用	3,692	5,035
共済事業総利益	747,292	720,398
(5) 購買事業収益	57,461	56,677
購買品供給高	39,978	41,722
購買手数料	17,066	14,613
その他の収益	416	342
(6) 購買事業費用	34,780	35,492
購買品供給原価	34,683	35,312
その他の費用	97	180
購買事業総利益	22,681	21,184
(7) 販売事業収益	43,558	47,339
販売品販売高	8,107	14,518
販売手数料	2,246	2,097
直売所手数料	33,203	30,722
(8) 販売事業費用	18,325	13,572
販売品販売原価	7,228	12,859
コロナ対策商品券	10,932	-
その他の費用	164	712
販売事業総利益	25,232	33,767

(単位:千円)

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
(9) 利用事業収益	17,677	17,250
(10) 利用事業費用	7,341	7,257
利用事業総利益	10,335	9,993
(11) 宅地等供給事業収益	36,556	35,942
(12) 宅地等供給事業費用	-	76
宅地等供給事業総利益	36,556	35,866
(13) 指導事業収入	11,172	10,932
指導事業補助金	233	316
実費収入	10,939	10,615
(14) 指導事業支出	25,929	28,917
営農改善費	12,377	10,189
生活改善費	2,596	6,440
教育情報費	10,954	12,287
指導事業収支差額	△14,756	△17,985
2. 事業管理費	2,294,542	2,300,409
(1) 人件費	1,633,508	1,600,295
(2) 業務費	319,750	337,036
(3) 諸税負担金	97,693	113,529
(4) 施設費	231,907	236,608
(5) その他事業管理費	11,681	12,939
事業利益	570,987	700,953
3. 事業外収益	229,367	229,017
(1) 受取雑利息	68	61
(2) 受取出資配当金	213,178	213,178
(3) 賃貸料	5,129	5,630
(4) 貸倒引当金戻入益	6,719	6,611
(5) 雑収入	4,272	3,536
4. 事業外費用	3,814	4,743
(1) 支払雑利息	1,903	1,880
(2) 寄付金	145	240
(3) 減価償却費	407	373
(4) 雑損失	1,359	2,249
経常利益	796,540	925,227
5 特別利益金	900	144
(1) 一般補助金	900	144
6 特別損失	900	22,940
(1) 固定資産処分損	-	22,796
(2) 固定資産圧縮損	900	144
税引前当期利益	796,540	902,430
法人税、住民税及び事業税	195,924	223,435
法人税等調整額	1,518	8,359
法人税等合計	197,442	231,794
当期剰余金	599,097	670,636
当期首繰越剰余金	2,226,049	2,537,268
施設整備積立金取崩額	-	25,000
創立周年記念事業積立金取崩額	-	35,000
当期未処分剰余金	2,825,146	3,267,904

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	796,540	902,430
減価償却費	104,906	98,926
資産除去債務関係損益(△は益)	47	17
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 6,719	△ 6,611
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	267	△ 873
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 581	806
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 6,483	△ 9,339
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6,560	△ 1,555
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△ 9,317	△ 20,596
信用事業資金運用収益	△ 2,235,424	△ 2,316,254
信用事業資金調達費用	163,554	156,293
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 213,246	△ 213,239
支払雑利息	1,903	1,880
有価証券関係損益(△は益)	△ 248	△ 8,552
固定資産処分関係損益(△は益)	544	△ 166
その他	△ 521	△ 156
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	765,945	752,378
預金の純増減(△は増加)	△ 6,200,000	△ 1,100,000
貯金の純増減(△は減少)	4,799,692	4,002,036
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△ 200,000	△ 300,000
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	2,281	△ 25,939
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	90,042	△ 25,403
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△は減少)	△ 2,277	△ 11,015
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	3,038	3,335
共済未払費用の純増減(△は減少)	1,132	△ 2,008
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	△ 2,278	2,430
その他の共済事業負債の純増減(△は減少)	418	653
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	4,897	141
棚卸資産の純増減(△は増加)	△ 4,738	△ 3,023
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	△ 313	△ 610
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	20,099	△ 8,813
その他の負債の純増減(△は減少)	30,284	△ 18,153
未払消費税等の純増減(△は減少)	△ 2,001	△ 938
信用事業資金運用による収入	2,228,781	2,288,751
信用事業資金調達による支出	△ 98,048	△ 210,571
小 計	38,742	3,926,262
雑利息及び出資配当金の受取額	213,247	213,240
雑利息の支払額	△ 1,883	△ 1,881
法人税等の支払額	△ 188,665	△ 195,924
事業活動によるキャッシュ・フロー	61,440	3,941,696

科 目	令和3年度	令和4年度
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 500,000	△ 5,975,090
有価証券の売却による収入	503,472	2,498,574
補助金の受入による収入	900	144
固定資産の取得による支出	△ 51,524	△ 443,792
固定資産の処分等による支出	△ 306	166
資産除去債務の履行による支出	-	△ 163
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 47,458	△ 3,920,160
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済等による支出	△ 3,064	-
出資の払戻しによる支出	△ 16,214	△ 17,611
持分の取得による支出	△ 8,647	△ 18,806
持分の譲渡による収入	2,208	1,689
出資配当金の支払額	△ 21,298	△ 27,878
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 47,016	△ 62,606
4. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 33,033	△ 41,070
5. 現金及び現金同等物の期首残高	974,161	941,127
6. 現金及び現金同等物の期末残高	941,127	900,057

4. 注記表

前事業年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 販売品・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算について、退職一時金制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、確定給付企業年金制度は、直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号令和 2 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 30 号令和 3 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 宅地等供給事業、利用事業、指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項について

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、

純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に参与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号令和 2 年 3 月 31 日以下「収益認識会計基準」という）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 令和 3 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の購買品供給高が 227,083 千円、購買品供給原価が 210,017 千円減少し、購買手数料が 17,066 千円増加しています。また、購買事業収益が 210,017 千円、購買事業費用が 210,017 千円減少しています。これにより、事業収益が 210,017 千円、事業費用が 210,017 千円減少しています。購買事業総利益、事業総利益、事業利益、経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号令和元年 7 月 4 日以下「時価算定会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 167,628 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 4 月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 - 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年4月に作成した事業計画を基礎として算出しており、事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 137,360 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準の「(1) 貸倒引当金」」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は186,191千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 133,006 千円、機械装置 2,415 千円、土地 44,558 千円、その他の有形固定資産 6,211 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金4,200,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額

280,860 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額

該当ありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は該当ありません。危険債権額は 118,001 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権は 52,340 千円、貸出条件緩和債権は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 170,341 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,066,792 千円

(3) 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、327,342 千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全

上の措置等を講じています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、56.37%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は国債であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資課等を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が134,654千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	267,518,211	267,520,569	2,357
有価証券			
その他有価証券	26,491,470	26,491,470	-
貸出金	36,433,152		
貸倒引当金(*)	△137,274		
貸倒引当金控除後	36,295,878	36,333,598	37,720
資産計	330,305,559	330,345,638	40,078
貯金	325,311,069	325,450,364	139,295
負債計	325,311,069	325,450,364	139,295

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引

いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,668,572

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号令和元年 7 月 4 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	267,518,211	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価 証券のうち 満期がある もの	-	-	-	-	-	23,700,000
貸出金(*1,2)	2,739,967	2,471,226	2,999,045	2,265,398	2,105,336	23,799,836
合 計	270,258,179	2,471,226	2,999,045	2,265,398	2,105,336	47,499,836

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 156,591 千円については「1 年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞が生じている債権 52,340 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	272,637,368	33,121,679	18,245,056	1,191,769	64,282	50,912
合計	272,637,368	33,121,679	18,245,056	1,191,769	64,282	50,912

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*1)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	26,491,470	23,697,954	2,793,515
	国債	26,491,470	23,697,954	2,793,515
合計		26,491,470	23,697,954	2,793,515

(*1) なお、上記差額から繰延税金負債 779,949 千円を差し引いた額 2,013,566 千円が、「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益
国債	503,935	339
合計	503,935	339

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	326,807 千円
退職給付費用	101,916 千円
退職給付の支払額	△ 57,037 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△ 51,362 千円
期末における退職給付引当金	<u>320,323 千円</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,457,537 千円
確定給付企業年金制度	△1,137,214 千円
未積立退職給付債務	320,323 千円
貸借対照表計上額純額	320,323 千円
退職給付引当金	320,323 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	101,916 千円
退職給付費用	101,916 千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 19,175 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 19,175 千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	89,434 千円
特例業務負担引当金	57,590 千円
減損損失	44,970 千円
土地償却	30,663 千円
賞与引当金	14,504 千円
未払事業税	12,515 千円
その他	39,909 千円
繰延税金資産小計	289,588 千円
評価性引当額	△ 121,959 千円
繰延税金資産合計(A)	167,628 千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△ 257 千円
外部出資	△ 1,104 千円
その他有価証券評価益	△ 779,949 千円
繰延税金負債合計(B)	△ 781,311 千円

繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 613,683 千円
(再評価繰延税金資産)	
土地再評価差損	50,698 千円
再評価繰延税金資産小計	50,698 千円
評価性引当額	△ 50,698 千円
再評価繰延税金資産合計 (A)	-
(再評価繰延税金負債)	
土地再評価差益	△ 518,389 千円
再評価繰延税金負債合計 (B)	△ 518,389 千円
再評価繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 518,389 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.69%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.74%
法人税軽減税率	△0.05%
住民税均等割等	0.41%
中小企業投資促進税制の税額控除	△0.07%
評価性引当額の増減	△0.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.79%

IX. 収益認識に関する注記

1. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

該当事項はありません。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債

務を計上しています。また、一部の事務所等について、定期借地権契約や賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に40年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に2.490%)を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	26,404千円
時の経過による調整額	47千円
当事業年度の期末残高	<u>26,451千円</u>

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

XI. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和3年3月31日

現金・預金勘定	262,174,161	千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△261,200,000</u>	千円
現金及び現金同等物	<u>974,161</u>	千円

令和4年3月31日

現金・預金勘定	268,341,127	千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△267,400,000</u>	千円
現金及び現金同等物	<u>941,127</u>	千円

直近の事業年度

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ① 時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 販売品・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の

見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算について、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 宅地等供給事業、利用事業、指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項について

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 159,220 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年4月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,713,965 千円

減損損失 - 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャ

ッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した事業計画を基礎として算出しており、事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 130,749 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は186,168千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 133,006 千円、機械装置 2,559 千円、土地 44,558 千円、その他の有形固定資産 6,044 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金4,200,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額

188,348 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額

該当ありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) ま でに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は該当ありません。危険債権額は 112,406 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 112,406 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1)再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,061,435 千円

(3)同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件

について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、314,388千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、54.48%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は国債であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部融資課等を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と

収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.08% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 118,460 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	268,571,898	268,550,298	△21,599
有価証券			
その他有価証券	29,097,660	29,097,660	-
貸出金	35,680,773		
貸倒引当金(*)	△130,667		
貸倒引当金控除後	35,550,105	35,571,731	21,625
資産計	333,219,663	333,219,689	26
貯金	329,313,105	329,262,575	△50,530
負債計	329,313,105	329,262,575	△50,530

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額

として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,668,572

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	268,571,898	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価 証券のうち 満期がある もの	-	-	-	-	-	27,200,000
貸出金(*1)	2,636,836	3,049,547	2,294,852	2,158,376	2,096,568	23,444,591
合計	271,208,734	3,049,547	2,294,852	2,158,376	2,096,568	50,644,591

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 152,643 千円については「1年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	266,516,219	17,473,055	45,105,699	106,667	57,840	53,623
合計	266,516,219	17,473,055	45,105,699	106,667	57,840	53,623

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*1)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	26,245,510	24,183,984	2,061,525
	国債	26,245,510	24,183,984	2,061,525
小計		26,245,510	24,183,984	2,061,525
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	2,852,150	2,996,201	△ 144,051
	国債	2,852,150	2,996,201	△ 144,051
小計		2,852,150	2,996,201	△ 144,051
合計		29,097,660	27,180,186	1,917,473

(*1) なお、上記差額から繰延税金負債 535,358 千円を差し引いた額 1,382,114 千円が、「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益
国債	2,501,410	8,437
合計	2,501,410	8,437

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算について、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	320,323 千円
退職給付費用	81,814 千円
退職給付の支払額	△ 40,475 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△ 50,678 千円
期末における退職給付引当金	<u>310,984 千円</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調

整表

退職給付債務	1,427,910 千円
確定給付企業年金制度	△ 1,116,925 千円
未積立退職給付債務	310,984 千円
貸借対照表計上額純額	310,984 千円
退職給付引当金	310,984 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	81,814 千円
退職給付費用	81,814 千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 19,387 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 19,387 千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	86,826 千円
特例業務負担引当金	51,839 千円
減損損失	69,762 千円
賞与引当金	14,729 千円
未払事業税	14,259 千円
その他	37,889 千円
繰延税金資産小計	275,307 千円
評価性引当額	△ 116,086 千円
繰延税金資産合計(A)	159,220 千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△ 209 千円
外部出資	△ 1,104 千円

その他有価証券評価益	△ 535,358 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 536,673 千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 377,452 千円

(再評価繰延税金資産)

土地再評価差損	50,698 千円
再評価繰延税金資産小計	50,698 千円
評価性引当額	△ 50,698 千円
再評価繰延税金資産合計 (A)	-

(再評価繰延税金負債)

土地再評価差益	△ 518,389 千円
再評価繰延税金負債合計 (B)	△ 518,389 千円
再評価繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 518,389 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.40%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.30%
法人税軽減税率	△ 0.04%
住民税均等割等	0.36%
評価性引当額の増減	△ 0.65%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.69%

IX. 収益認識に関する注記

1. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に40年)と見積り、割引率は当該減価償

却期間に見合う利付国債の利回り(主に2.490%)を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	26,451 千円
時の経過による調整額	17 千円
資産除去債務の履行による減少額	△ 163 千円
当事業年度の期末残高	<u>26,306 千円</u>

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

XI. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和4年3月31日

現金・預金勘定	268,341,127 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△267,400,000 千円
現金及び現金同等物	<u>91,127 千円</u>

令和5年3月31日

現金・預金勘定	269,400,057 千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△268,500,000 千円
現金及び現金同等物	<u>90,057 千円</u>

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

項 目	令和3年度 総代会承認日 令和4年6月25日	令和4年度 総代会承認日 令和5年6月24日
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,825,146	3,267,904
任 意 積 立 金 取 崩 額	-	-
信用事業基盤強化積立金	-	-
圧 縮 積 立 金	-	-
圧縮特別勘定積立金	-	-
特 別 積 立 金	-	-
剰 余 金 処 分 額	287,878	280,391
(1) 利 益 準 備 金	-	-
(2) 任 意 積 立 金	260,000	260,000
信用事業基盤強化積立金	200,000	200,000
施設整備積立金	50,000	50,000
創立周年記念事業積立金	10,000	10,000
圧 縮 積 立 金	-	-
圧縮特別勘定積立金	-	-
特 別 積 立 金	-	-
(3) 出 資 配 当 金	27,878	20,391
(出資配当率)	(2.0%)	(1.5%)
次 期 繰 越 剰 余 金	2,537,268	2,987,513

(注)1. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	創立周年記念事業積立金
積立目的	金融自由化に対応	店舗の老朽化等に対応	周年記念事業の実施に対応
積立目標額	5,500,000,000円	1,700,000,000円	50,000,000円
積立基準	期末貯金、定期積金、貸出金、有価証券総額の1000分の15	当該施設整備に要する費用相当額	創立周年記念事業費用相当額
取崩基準	信用事業総利益が、前年度に比べ大幅に減少した場合等、信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の範囲内で取り崩すことができる。	当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。	当該年度の費用相当分を参酌の上、取り崩すものとする。
令和3年度積立額	200,000,000円	50,000,000円	10,000,000円
令和4年度積立額	200,000,000円	50,000,000円	10,000,000円
令和4年度積立累計額	3,900,000,000円	275,000,000円	25,000,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和3年度 … 30,000千円

令和4年度 … 35,000千円

6.部門別損益計算書(令和3年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用 事業	共 済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共通管理 費等
事業収益 ①	3,238,782	2,300,537	771,820	72,297	91,480	2,648	
事業費用 ②	373,253	262,349	24,528	33,147	40,851	12,378	
事業総利益 (①-②) ③	2,865,529	2,038,188	747,292	39,150	50,629	△ 9,730	
事業管理費 ④	2,294,542	1,433,180	509,506	254,110	77,998	19,748	
(うち減価償却費) ⑤	(104,500)	(62,844)	(14,639)	(23,639)	(2,747)	(631)	
(うち人件費) ⑤'	(1,633,508)	(949,816)	(419,501)	(179,381)	(66,556)	(18,254)	
※うち共通管理費 ⑥		530,260	141,439	81,894	17,863	1,856	△ 773,312
(うち減価償却費) ⑦		(54,881)	(14,639)	(8,476)	(1,848)	(192)	(△ 80,036)
(うち人件費) ⑦'		(229,525)	(61,222)	(35,449)	(7,733)	(803)	(△ 334,732)
事業利益 (③-④) ⑧	570,987	605,008	237,786	△ 214,960	△ 27,369	△ 29,478	
事業外収益 ⑨	229,368	195,396	32,046	1,471	279	176	
※うち共通分 ⑩		6,571	1,753	1,015	221	23	△ 9,583
事業外費用 ⑪	3,815	2,614	698	405	89	9	
※うち共通分 ⑫		2,614	698	405	89	9	△ 3,815
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	796,540	797,790	269,134	△ 213,894	△ 27,179	△ 29,311	
特別利益 ⑭	900	617	165	95	21	2	
※うち共通分 ⑮		617	165	95	21	2	△ 900
特別損失 ⑯	900	617	165	95	21	2	
※うち共通分 ⑰		617	165	95	21	2	△ 900
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	796,540	797,790	269,134	△ 213,894	△ 27,179	△ 29,311	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		12,015	5,437	5,086	6,773	△ 29,311	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	796,540	785,775	263,697	△ 218,980	△ 33,952		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均

(2) 営農指導事業 均等割及び事業総利益割の平均

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信用 事業	共 済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	計
共通管理費等	68.57	18.29	10.59	2.31	0.24	100.00
営農指導事業	40.99	18.55	17.35	23.11		100.00

(参考)部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信用 事業	共 済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共通資産
事業別の総資産	351,022,585	343,718,712	1,529,335	173,665	13,233	1,531	5,586,109
総資産(共通資産配分後)	351,022,585	347,549,107	2,551,034	765,234	142,272	14,938	
(うち固定資産)	(5,372,123)	(3,603,281)	(949,478)	(682,224)	(123,150)	(13,990)	

3. 共通資産等の他部門への配賦基準等

事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均

4. 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。よって、損益計算書、貸借対照表と数字が異なる部分があります。

部門別損益計算書(令和4年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,361,989	2,449,383	744,465	76,617	90,323	1,201	
事業費用 ②	360,627	251,244	24,067	29,615	45,513	10,188	
事業総利益 (①-②) ③	3,001,362	2,198,139	720,398	47,002	44,810	△ 8,987	
事業管理費 ④	2,300,409	1,434,198	493,782	265,571	96,229	10,629	
(うち減価償却費) ⑤	(98,553)	(59,869)	(13,024)	(22,060)	(2,935)	(665)	
(うち人件費) ⑤'	(1,600,295)	(913,769)	(405,835)	(188,962)	(82,553)	(9,176)	
※うち共通管理費 ⑥		551,517	134,435	83,765	20,427	1,583	△ 791,727
(うち減価償却費) ⑦		(53,433)	(13,024)	(8,115)	(1,979)	(153)	(△ 76,704)
(うち人件費) ⑦'		(218,224)	(53,194)	(33,145)	(8,083)	(627)	(△ 313,273)
事業利益 (③-④) ⑧	700,953	763,941	226,616	△ 218,569	△ 51,419	△ 19,616	
事業外収益 ⑨	229,018	195,160	31,847	1,584	264	163	
※うち共通分 ⑩		6,375	1,554	968	235	18	△ 9,150
事業外費用 ⑪	4,743	3,305	805	502	122	9	
※うち共通分 ⑫		3,305	805	502	122	9	△ 4,743
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	925,228	955,796	257,658	△ 217,487	△ 51,277	△ 19,462	
特別利益 ⑭	144	102	24	15	3	0	
※うち共通分 ⑮		102	24	15	3	0	△ 144
特別損失 ⑯	22,941	15,980	3,895	2,428	592	46	
※うち共通分 ⑰		15,980	3,895	2,428	592	46	△ 22,941
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	902,431	939,918	253,787	△ 219,900	△ 51,866	△ 19,508	
営農指導事業分配賦額 ⑲		8,203	3,418	3,404	4,483	△ 19,508	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	902,431	931,715	250,369	△ 223,304	△ 56,349		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等 事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均

(2)営農指導事業 均等割及び事業総利益割の平均

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	69.66	16.98	10.58	2.58	0.20	100.00
営農指導事業	42.05	17.52	17.45	22.98		100.00

(参考)部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	354,363,717	346,686,901	1,526,085	164,121	12,271	1,014	5,973,325
総資産(共通資産配分後)	354,363,717	350,847,919	2,540,356	796,099	166,383	12,960	
(うち固定資産)	(5,716,845)	(3,907,733)	(943,461)	(707,901)	(145,624)	(12,126)	

3. 共通資産等の他部門への配賦基準等

事業区分別職員数割、事業総利益割及び人件費を除いた事業管理費割の平均

4. 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。よって、損益計算書、貸借対照表と数字が異なる部分があります。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」(平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号)に基づく、当JAの財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月26日

グリーン大阪農業協同組合
代表理事組合長 中野博之

8. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	3,861,158	3,608,322	3,511,866	3,238,782	3,361,989
信用事業収益	2,602,472	2,374,584	2,338,821	2,300,536	2,449,382
共済事業収益	834,968	794,896	786,625	771,819	744,465
農業関連事業収益	147,387	147,737	110,729	72,297	76,617
その他事業収益	276,330	291,105	275,691	94,128	91,524
経 常 利 益	667,021	676,552	836,063	796,540	925,227
当 期 剰 余 金	350,377	468,045	543,317	599,097	670,636
出 資 金	1,486,890	1,466,078	1,441,246	1,415,260	1,387,629
(出 資 口 数)	(1,486,890)	(1,466,078)	(1,441,246)	(1,415,260)	(1,387,629)
純 資 産 額	19,362,595	19,441,496	19,734,851	19,926,704	19,903,222
総 資 産 額	351,122,700	342,992,742	346,195,485	351,022,585	354,363,717
貯 金 等 残 高	324,553,010	316,601,743	320,511,376	325,311,069	329,313,105
貸 出 金 残 高	38,834,133	38,557,049	37,199,097	36,433,152	35,680,773
有 価 証 券 残 高	27,336,560	26,769,230	26,998,350	26,491,470	29,097,660
剰 余 金 配 当 金 額	22,113	21,746	21,298	27,878	20,391
出 資 配 当 の 額	22,113	21,746	21,298	27,878	20,391
事 業 分 量 配 当 の 額	—	—	—	—	—
職 員 数	265	266	269	257	260
単 体 自 己 資 本 比 率	13.53%	14.05%	14.43%	14.74%	15.22%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 5. 職員数には、パート・派遣・嘱託を含みます。

2. 利益総括表

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収益	2,235,672	2,316,368	80,696
資金調達費用	163,554	156,293	△ 7,260
資金運用収支	2,072,117	2,160,074	87,957
役務取引等収益	50,787	53,977	3,189
役務取引等費用	14,545	13,796	△ 748
役務取引等収支	36,242	40,180	3,938
その他信用事業収益	14,075	79,036	64,960
その他信用事業費用	82,693	78,272	△ 4,420
その他信用事業収支	△ 68,617	763	69,381
信用事業粗利益	2,039,743	2,201,019	161,276
(信用事業粗利益率)	0.62%	0.66%	0.04%
共済事業粗利益	747,292	720,398	△ 26,893
(共済事業粗利益率)	0.13%	0.12%	△ 0.01%
購買事業粗利益	22,681	21,184	△ 1,496
(購買事業粗利益率)	8.49%	9.37%	0.88%
販売事業粗利益	25,232	33,767	8,534
(販売事業粗利益率)	68.82%	82.02%	13.20%
総粗利益	2,867,085	3,004,243	137,158
(総粗利益率)	0.82%	0.84%	0.02%
事業粗利益	3,067,000	3,142,667	75,666
(事業粗利益率)	0.88%	0.89%	0.01%
事業純益	772,458	842,258	69,800
実質事業純益	772,458	842,258	69,800
コア事業純益	772,797	850,696	77,898
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	772,797	850,696	77,898

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3. 購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4. 販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5. 総粗利益率＝総粗利益÷総資産平均残高×100
6. 事業粗利益＝事業総利益－各事業その他収益＋各事業その他費用＋受取出資配当金
7. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100
8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入
9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入
10. コア事業純益＝実質事業純益＋国債等売却益－国債等売却損

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	325,831,260	2,235,672	0.68%	331,297,272	2,316,368	0.69%
うち 預 金	265,599,061	1,469,705	0.55%	269,532,115	1,490,566	0.55%
うち有価証券	23,355,709	313,763	1.34%	25,830,450	347,082	1.34%
うち貸出金	36,876,489	312,436	0.84%	35,934,707	324,678	0.90%
資金調達勘定	325,551,521	163,554	0.05%	330,092,936	156,293	0.04%
うち貯金・定期積金	323,092,891	162,679	0.05%	327,966,361	152,264	0.04%
うち借入金	2,458,630	-	-	2,126,575	-	-
総資金利ざや	-	-	0.17%	-	-	0.20%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 経費率には、信用事業の指導部負担額を含めていません。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	△ 26,723	80,696
うち 預 金	△ 2,568	20,860
うち 有 価 証 券	△ 504	33,319
うち 貸 出 金	△ 9,705	12,242
うち そ の 他	△ 13,944	14,274
支 払 利 息	3,730	△ 7,260
うち 貯 金・定期積金	5,492	△ 10,414
うち 譲 渡 性 貯 金	-	-
うち 借 入 金	-	-
うち そ の 他	△ 1,761	3,153
差 引	△ 30,454	87,957

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息のうちその他には、受取特別配当金を含んでいます。
3. 支払利息のうちその他には、貸付留保金利息を含んでいます。

Ⅲ 事業の概況

1.信用事業

(1)貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
当 座 貯 金	137,417	0.04%	128,627	0.03%	△ 8,789
普 通 貯 金	116,564,190	35.83%	124,295,276	37.74%	7,731,086
貯 蓄 貯 金	497,489	0.15%	468,766	0.14%	△ 28,723
通 知 貯 金	-	-	-	-	-
そ の 他 の 流 動 性 貯 金	543,680	0.16%	578,006	0.17%	34,326
流 動 性 貯 金 計	117,742,777	36.19%	125,470,677	38.10%	7,727,899
定 期 貯 金	202,271,608	62.17%	198,866,144	60.38%	△ 3,405,463
定 期 積 金	4,838,281	1.48%	4,521,097	1.37%	△ 317,184
そ の 他 の 定 期 性 貯 金	458,401	0.14%	455,186	0.13%	△ 3,215
定 期 性 貯 金 計	207,568,291	63.80%	203,842,428	61.89%	△ 3,725,863
譲渡性貯金その他の貯金	-	-	-	-	-
合 計	325,311,069	100.00%	329,313,105	100.00%	4,002,036

②貯金の科目別平均残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当 座 貯 金	112,795	0.03%	120,139	0.03%	7,343
普 通 貯 金	113,204,130	35.03%	120,285,905	36.67%	7,081,775
貯 蓄 貯 金	480,657	0.14%	493,901	0.15%	13,244
通 知 貯 金	-	-	-	-	-
そ の 他 の 流 動 性 貯 金	538,821	0.16%	582,197	0.17%	43,376
流 動 性 貯 金 計	114,336,404	35.38%	121,482,144	37.04%	7,145,740
定 期 貯 金	203,547,391	62.99%	201,448,858	61.42%	△ 2,098,533
定 期 積 金	4,736,316	1.46%	4,568,841	1.39%	△ 167,474
そ の 他 の 定 期 性 貯 金	472,779	0.14%	466,516	0.14%	△ 6,263
定 期 性 貯 金 計	208,756,487	64.61%	206,484,216	62.95%	△ 2,272,270
譲渡性貯金その他の貯金	-	-	-	-	-
合 計	323,092,891	100.00%	327,966,361	100.00%	4,873,469

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 定 期	202,729,313	99.99%	199,320,595	99.99%	△ 3,408,718
変 動 金 利 定 期	696	0.00%	736	0.00%	40
合 計	202,730,010	100.00%	199,321,331	100.00%	△ 3,408,678

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

(2)貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
手 形 貸 付	-	-	-	-	-
証 書 貸 付	36,276,560	99.57%	35,528,129	99.57%	△ 748,431
当 座 貸 越	156,591	0.42%	152,643	0.42%	△ 3,947
合 計	36,433,152	100.00%	35,680,773	100.00%	△ 752,378

②貸出金の科目別平均残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付	293	0.00%	-	-	△ 293
証 書 貸 付	36,701,934	99.51%	35,786,605	99.57%	△ 915,328
当 座 貸 越	179,733	0.48%	154,056	0.42%	△ 25,677
合 計	36,881,961	100.00%	35,940,662	100.00%	△ 941,299

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	1,098,405	3.01%	816,531	2.28%	△ 281,874
変 動 金 利 貸 出	35,178,155	96.55%	34,711,598	97.28%	△ 466,557
そ の 他	156,591	0.42%	152,643	0.42%	△ 3,947
合 計	36,433,152	100.00%	35,680,773	100.00%	△ 752,378

(注) 1. 「その他」には、当座貸越、無利息等固定、変動の区別がない貸出金を計上しています。

④貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
物的 動的 担保	貯 金 等	3,902,055	3,702,410	△ 199,644
	有 価 証 券	-	-	-
	不 動 産	22,627,687	21,922,312	△ 705,374
	そ の 他 担 保 物	55,544	45,182	△ 10,361
計		26,585,286	25,669,905	△ 915,381
保 証	農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	8,830,811	8,933,166	102,354
	そ の 他 保 証	1,017,053	1,077,700	60,647
	計	9,847,865	10,010,867	163,002
信 用		-	-	-
合 計		36,433,152	35,680,773	△ 752,378

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑥貸出金の用途別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	30,190,325	82.86%	30,089,406	84.32%	△ 100,919
運 転 資 金	6,128,004	16.81%	5,475,229	15.34%	△ 652,775
そ の 他	114,821	0.31%	116,137	0.32%	1,315
合 計	36,433,152	100.00%	35,680,773	100.00%	△ 752,378

⑦貸出金の業種別残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
製 造 業	9,000	0.02%	18,938	0.05%	9,938
農 業	3,760	0.01%	47,189	0.13%	43,429
林 業	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	17,893	0.04%	7,868	0.02%	△ 10,024
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-
運 輸 業	-	-	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	17,384	0.04%	13,923	0.03%	△ 3,461
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-
不 動 産 業	20,537,570	56.37%	19,442,366	54.48%	△ 1,095,204
各 種 サ ー ビ ス 業	45,972	0.12%	24,690	0.06%	△ 21,282
地 方 公 共 団 体	710,934	1.95%	653,186	1.83%	△ 57,748
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,090,636	41.42%	15,472,610	43.36%	381,974
合 計	36,433,152	100.00%	35,680,773	100.00%	△ 752,378

(注) 1. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	138,539	168,382	29,843
うち 穀 作	-	10,574	10,574
うち 野 菜 ・ 園 芸	-	28,803	28,803
うち 果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
うち 工 芸 作 物	-	-	-
うち 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	-	-	-
うち 養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
うち 養 蚕	-	-	-
うち そ の 他 農 業	138,539	129,004	△ 9,534
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	138,539	168,382	29,843

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	138,539	168,382	29,843
農 業 制 度 資 金	-	-	-
うち 農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
合 計	138,539	168,382	29,843

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況 (単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	118,001	112,406
要管理債権	52,340	-
三月以上延滞債権	52,340	-
貸出条件緩和債権	-	-
合計	170,341	112,406
正常債権	36,270,517	35,576,368

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況 (単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
金融再生法開示債権合計 (A)	170,341	112,406
保全額合計 (B)	167,382	112,406
うち貸倒引当金	26,352	23,827
うち担保保証等	141,029	88,579
保全率 (B)/(A)	98.26%	100.00%

(注)貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しております。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	
			目 的 使 用	そ の 他		
令和 3 年 度	一般貸倒引当金	115,556	111,172	-	115,556	111,172
	個別貸倒引当金	28,523	26,188	-	28,523	26,188
	合 計	144,080	137,360	-	144,080	137,360
令和 4 年 度	一般貸倒引当金	111,172	106,921	-	111,172	106,921
	個別貸倒引当金	26,188	23,827	-	26,188	23,827
	合 計	137,360	130,749	-	137,360	130,749

(注)その他の金額は洗替による取崩額です。

⑫貸出金償却等の額

該当ありません。

(3)為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種 類	令和3年度				令和4年度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	29,642	38,152,841	245,805	76,428,738	29,413	49,401,518	255,292	83,877,181
代金取立為替	10	226,005	29	4,610	13	91,892	19	4,394
雑 為 替	710	255,813	455	217,891	718	253,584	422	252,094
合 計	30,362	38,634,660	246,289	76,651,241	30,144	49,746,996	255,733	84,133,671

②公共債の引受額・公共債窓販実績

該当ありません。

③オフ・バランス取引の状況

該当ありません。

(4)有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位:千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	23,355,709	25,830,450	2,474,740
地 方 債	-	-	-
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
株 式	-	-	-
受 益 証 券	-	-	-
投 資 証 券	-	-	-
合 計	23,355,709	25,830,450	2,474,740

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和3年度及び令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位:千円)

年度	種類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和3 年度	国債	-	-	-	-	-	26,491,470	-	26,491,470
	地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
	株式	-	-	-	-	-	-	-	-
	受益証券 投資証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4 年度	国債	-	-	-	-	1,113,000	27,984,660	-	29,097,660
	地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
	株式	-	-	-	-	-	-	-	-
	受益証券 投資証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとされていますが、令和3年度及び令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5)有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当ありません。

[満期保有目的の債券]

該当ありません。

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	26,491,470	23,697,954	2,793,515	26,245,510	24,183,984	2,061,525
	国債	26,491,470	23,697,954	2,793,515	26,245,510	24,183,984	2,061,525
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-
	小計	26,491,470	23,697,954	2,793,515	26,245,510	24,183,984	2,061,525
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	2,852,150	2,996,201	△ 144,051
	国債	-	-	-	2,852,150	2,996,201	△ 144,051
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	2,852,150	2,996,201	△ 144,051
合計	26,491,470	23,697,954	2,793,515	29,097,660	27,180,186	1,917,473	

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・保有高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生 命 系	終身共済	5,428,051	132,166,773	5,573,517	127,321,279
	定期生命共済	151,500	2,686,500	244,000	2,770,500
	養老生命共済	1,606,930	40,648,490	1,406,720	37,554,006
	うちこども共済	399,200	17,015,100	429,400	16,240,300
	医療共済	233,000	3,573,650	324,000	3,677,650
	がん共済	-	25,500	-	24,000
	定期医療共済	-	488,100	-	456,900
	介護共済	315,867	2,706,581	269,823	2,971,908
	年金共済	-	414,000	-	414,000
建物系	建物更生共済	45,144,560	376,757,233	43,970,570	384,287,996
合 計		52,879,908	559,466,828	51,788,631	559,478,240

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しております。

(2) 医療系共済の共済金額新契約高・保有高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	18	30,177	10	28,007
	61,107	65,950	64,722	135,690
が ん 共 済	70	990	204	1,184
定 期 医 療 共 済	-	808	-	748
合 計	88	31,975	214	29,939
	61,107	65,950	64,722	135,690

(注) 1 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(注) 2 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しております。

(3)介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	334,913	3,062,026	293,751	3,342,381
認 知 症 共 済	-	-	35,500	35,500
生活障害共済(一時金型)	-	186,500	-	182,500
生活障害共済(定期年金型)	-	21,300	-	15,900
特定重度疾病共済	10,500	296,000	25,000	287,700

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。

(4)年金共済の年金新契約高・保有高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	156,679	5,595,554	170,389	5,438,743
年 金 開 始 後	-	2,487,091	-	2,489,449
合 計	156,679	8,082,645	170,389	7,928,192

(注) 記載金額は年金年額です。

(5)短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	33,315,970	28,788	30,877,080	26,575
自 動 車 共 済	-	212,172	-	204,926
傷 害 共 済	2,291,000	1,028	7,467,000	927
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-
賠償責任共済	-	848	-	823
自 賠 責 共 済	-	13,062	-	12,221
合 計	-	255,899	-	245,474

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「-」。)を記載しております。

3. 購買事業取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	飼 料	12	1	-	-
	肥 料	18,026	2,092	20,909	3,112
	農 薬	12,682	1,799	12,412	1,938
	保 温 資 材	3,500	434	3,286	438
	包 装 資 材	580	81	651	99
	農 業 機 械	15,661	395	2,680	85
	石 油 類	87	8	49	5
	自 動 車	1,233	0	1,417	10
建 築 資 材	14,885	1,354	12,053	1,182	
そ の 他	5,221	796	4,624	748	
計		71,891	6,966	58,086	7,620
生 活 物 資	食 料 品	29,456	2,545	27,667	2,385
	米	3,035	241	3,195	263
	生 鮮 食 品	22,829	2,287	23,095	2,326
	一 般 食 品	1,375	165	1,251	153
	衣 料 品	10,005	838	15,173	1,223
	耐 久 消 費 財	59,188	2,004	44,795	1,529
日 用 保 健 雑 貨 用 品	-	-	-	-	
L P ガ ス	69,279	7,312	52,653	5,519	
そ の 他	195,170	15,396	167,831	13,402	
計		267,062	22,362	225,918	21,023
合 計					

(注) 購買品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(単位:千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米 (買 取 分)	8,107	879	14,518	1,659
農 産 物 販 売 (受 託 分)	28,556	2,246	26,648	2,097
合 計	36,664	3,126	41,166	3,756

(注) 1. 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(注) 2. 上記手数料のほかにフレッシュ・クラブ事務委託料として、令和3年度は33,203千円、令和4年度は30,722千円があります。

5. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	指 導 補 助 金	233	316
	実 費 収 入	10,939	10,615
	その他指導事業収入	-	-
	計	11,172	10,932
費 用	営 農 改 善 費	12,377	10,189
	生 活 改 善 費	2,596	6,440
	教 育 情 報 費	10,954	12,287
	計	25,929	28,917
収 支 差 額		△ 14,756	△ 17,985

6. その他の事業

(単位:千円)

① 利 用 事 業	令和3年度	令和4年度
利 用 収 益	17,677	17,250
利 用 費 用	7,341	7,257
利 用 事 業 総 利 益	10,335	9,993

② 宅 地 等 供 給 事 業	令和3年度	令和4年度
宅 地 等 供 給 収 益	36,556	35,942
宅 地 等 供 給 費 用	-	76
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	36,556	35,866

IV 経営諸指標

1. 利益率

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.22%	0.26%	0.04%
資本経常利益率	4.58%	5.16%	0.58%
総資産当期純利益率	0.17%	0.18%	0.01%
資本当期純利益率	3.44%	3.74%	0.30%

- (注) 1. 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
 2. 資本経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$
 3. 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
 4. 資本当期純利益率 = $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

区分		令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	11.19%	10.83%	△ 0.36%
	期中平均	11.41%	10.95%	△ 0.46%
貯証率	期末	8.14%	8.83%	0.69%
	期中平均	7.22%	7.87%	0.65%

- (注) 1. 貯貸率(期末) = $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
 2. 貯貸率(期中平均) = $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$
 3. 貯証率(期末) = $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
 4. 貯証率(期中平均) = $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度	増減
信用事業	貯金残高	1,571,551	1,583,236	11,685
	貸出金残高	176,005	171,542	△ 4,463
共済事業	長期共済保有高	2,702,738	2,689,799	△ 12,939
経済事業	購買品取扱高	1,290	1,086	△ 204
	販売品取扱高	177	197	20

(注) 各年度末の数値を令和3年度は207人、令和4年度は208人で除して算出しています。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
貯金残高	25,023,928	25,331,777	307,848
貸出金残高	2,802,550	2,744,674	△ 57,875
長期共済保有高	46,622,235	46,623,186	951
購買品取扱高	20,543	17,378	△ 3,164

(注) 各年度末の数値を13店舗で除して算出しています。但し、長期共済保有高については、本店を除いた店舗数にて算出しています。

V 自己資本の充実の状況等

- ① 農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第4号)として開示しています。
- ② 「定性的な開示事項」の前年度(令和3年度)の記載については、以下(令和4年度)と同内容のため、記載を省略しています。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、15.22%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	グリーン大阪農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,387百万円(前年度1,415百万円)

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P13をご覧ください。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当JAでは、自己資本比率の算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期ごとでIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開していま

す。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	16,728,536	17,343,993
うち、出資金及び資本準備金の額	1,415,260	1,387,629
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	15,361,451	16,004,208
うち、外部流出予定額(△)	27,878	20,391
うち、上記以外に該当するものの額	△ 20,296	△ 27,453
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	111,172	106,921
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	111,172	106,921
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	150,760	75,380
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,990,468	17,526,295
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,075	2,075
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,075	2,075
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されたものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,075	2,075
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,988,392	17,524,219
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	109,844,232	109,737,340
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,675,112	1,675,112
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,675,112	1,675,112
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,338,366	5,401,781
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	115,182,598	115,139,121
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))×100	14.74%	15.22%

(注1)「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2)当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

(注3)当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	822,915	-	-	828,159	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	23,745,714	-	-	27,236,153	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	712,025	-	-	654,188	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	268,983,543	53,796,708	2,151,868	270,059,067	54,011,813	2,160,472
法人等向け	932,396	834,585	33,383	1,360,578	1,266,183	50,647
中小企業等向けおよび個人向け	4,139,419	1,035,977	41,439	3,960,717	814,038	32,561
抵当権付住宅ローン	5,917,716	2,025,933	81,037	5,520,880	1,875,937	75,037
不動産取得等事業向け	5,971,176	5,854,867	234,194	5,144,451	5,037,173	201,486
三月以上延滞等	52,439	60,174	2,406	-	-	-
取立未済手形	31,594	6,318	252	40,932	8,186	327
信用保証協会等保証付	8,833,978	865,439	34,617	8,936,341	876,328	35,053
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	171,157	171,157	6,846	171,157	171,157	6,846
(うち出資等のエクスポージャー)	171,157	171,157	6,846	171,157	171,157	6,846
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	26,326,724	43,517,954	1,740,718	26,933,365	44,001,408	1,760,056
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	12,497,415	31,243,537	1,249,741	12,497,415	31,243,537	1,249,741
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,829,309	12,274,417	490,976	14,435,950	12,757,871	510,314
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,675,112	67,004	-	1,675,112	67,004
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	346,640,801	109,844,232	4,393,769	350,845,992	109,737,340	4,389,493
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	346,640,801	109,844,232	4,393,769	350,845,992	109,737,340	4,389,493
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	5,338,366		213,534	5,401,781		216,071
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	115,182,598		4,607,303	115,139,121		4,605,564

- (注1)「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注2)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトは150%になったエクスポージャーのことです。
- (注4)「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- (注5)「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- (注6)「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- (注7)「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれております。
- (注8) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しております。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{租利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち租利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

項目	令和3年度				令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
	うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人								
農業	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	5,680	5,680	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設・不動産業	2,446,072	2,446,072	-	-	2,750,833	2,750,833	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	7,870	7,870	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売・飲食・サービス業	11,331	11,331	-	-	9,930	9,930	-	-
日本国政府・地方公共団体	24,457,739	712,025	23,745,714	-	27,890,341	654,188	27,236,153	-
上記以外	267,523,121	2,825	-	-	268,575,101	1,214	-	-
個人	33,278,148	33,278,148	-	52,439	32,267,499	32,267,499	-	-
その他	18,924,387	-	-	-	19,338,734	-	-	-
業種別残高計	346,640,801	36,450,403	23,745,714	52,439	350,845,992	35,697,217	27,236,153	-
1年以下	267,647,980	127,685	-	-	254,895,074	121,188	-	-
1年超3年以下	1,313,427	1,313,427	-	-	15,034,301	1,234,300	-	-
3年超5年以下	1,045,908	1,045,908	-	-	1,348,414	1,348,414	-	-
5年超7年以下	1,848,110	1,848,110	-	-	1,601,646	1,601,646	-	-
7年超10年以下	2,671,672	2,671,672	-	-	3,373,677	2,379,297	994,379	-
10年超	53,021,990	29,276,275	23,745,714	-	54,963,134	28,721,360	26,241,773	-
期限の定めのないもの	19,091,711	167,323	-	-	19,629,744	291,009	-	-
残存期間別残高計	346,640,801	36,450,403	23,745,714	-	350,845,992	35,697,217	27,236,153	-

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

(注3) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注4) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(注5) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

項目	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	115,556	111,172	-	115,556	111,172	111,172	106,921	-	111,172	106,921
個別貸倒引当金	28,523	26,188	-	28,523	26,188	26,188	23,827	-	26,188	23,827
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	28,523	26,188	-	28,523	26,188	26,188	23,827	-	26,188	23,827
合計	144,080	137,360	-	144,080	137,360	137,360	130,749	-	137,360	130,749

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸出金償却の額

該当ありません。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト0%	-	29,734,880	29,734,880	-	33,011,934	33,011,934
リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト10%	-	8,654,391	8,654,391	-	8,763,278	8,763,278
リスク・ウェイト20%	207,101,949	61,913,673	269,015,623	188,301,814	82,828,843	271,130,658
リスク・ウェイト35%	-	5,788,382	5,788,382	-	5,352,132	5,352,132
リスク・ウェイト50%	-	974,471	974,471	-	-	-
リスク・ウェイト75%	-	902,636	902,636	-	895,053	895,053
リスク・ウェイト100%	-	20,707,997	20,707,997	-	20,870,633	20,870,633
リスク・ウェイト150%	-	40,116	40,116	-	-	-
リスク・ウェイト250%	-	12,497,415	12,497,415	-	12,497,415	12,497,415
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
合計	207,101,949	141,213,964	348,315,914	188,301,814	164,219,290	352,521,105

- (注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- (注2) 「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機能による依頼格付けのみ使用しています。
- (注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。
- (注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	51	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	31,329	718,292	25,559	713,741
抵当権付住宅ローン	-	-	-	13,455
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
その他	5,600	256,664	3,000	303,462
合計	36,981	974,956	28,559	1,030,658

- (注1) 当JAは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトは150%になったエクスポージャーのことです。
- (注4) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- (注5) 「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場	-	-	-	-
非上場	12,668,572	12,668,572	12,668,572	12,668,572
合計	12,668,572	12,668,572	12,668,572	12,668,572

② 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

③ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

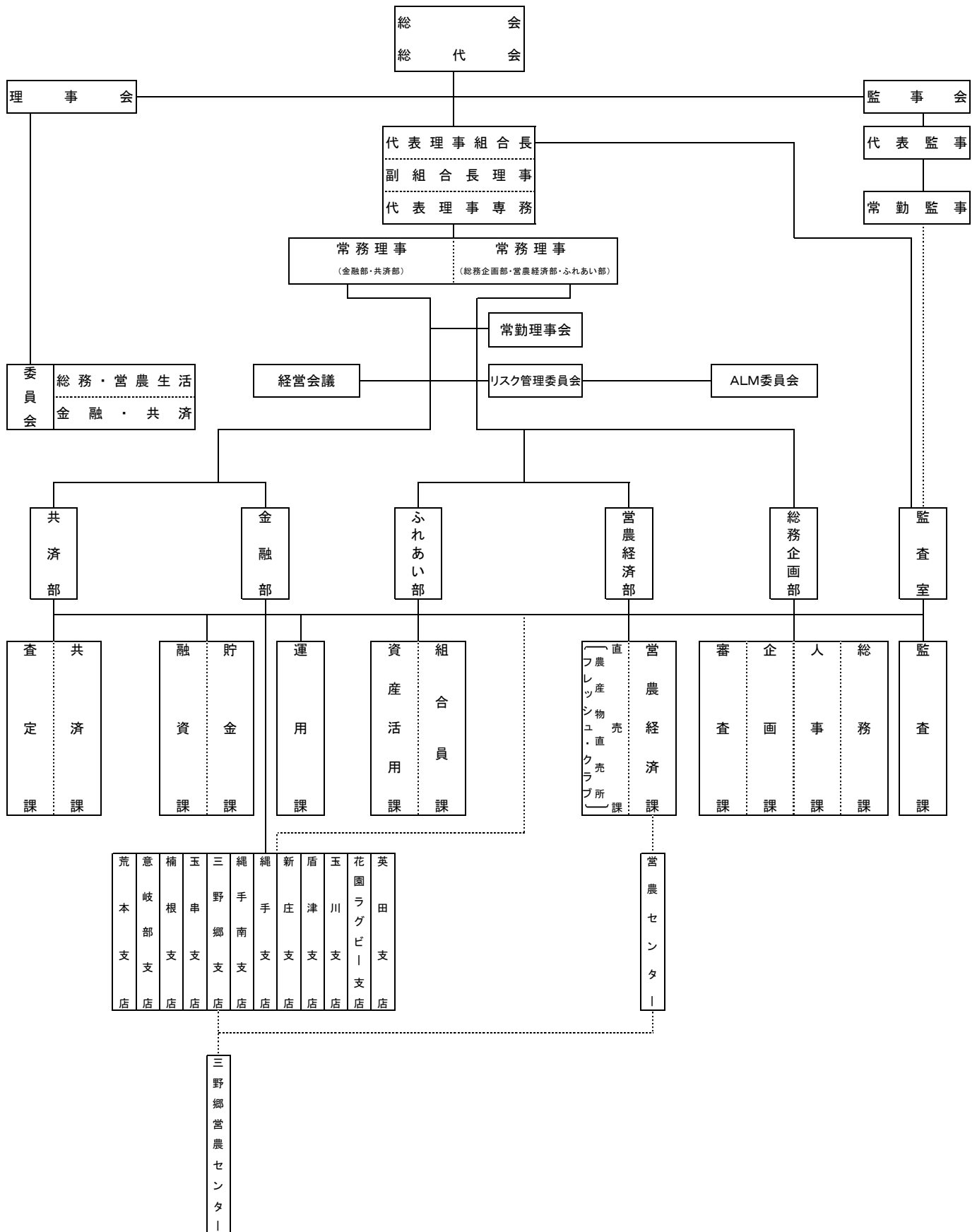
(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方平行シフト	1,004	1,263	-	-
2	下方平行シフト	-	-	2	42
3	スティープ化	2,176	2,809		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	2	333		
7	最大値	2,176	2,809	2	42
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	16,988		17,524	

【JAの概要】

1. 機構図

令和5年7月1日現在



※令和5年7月1日現在、副組合長理事は選任していません。

2. 役員一覧

●理事

(令和5年7月1日現在)

役職名	氏名	代表権	摘要	役職名	氏名	代表権	摘要
代表理事組合長	中野 博之	有	※2	理事	西田 昇次	無	※1
代表理事専務	出口 博司	有	※2	理事	大東 守	無	※1
常務理事	大西 孝義	無	※1※2	理事	和田 恵行	無	
常務理事	辻西 剛	無	※1※2	理事	大西 博	無	※1
理事	田中 成嘉	無	※1	理事	西勝 登志子	無	
理事	西田 雄一郎	無	※1	理事	大村 雅英	無	※1
理事	北野 善行	無		理事	小林 勝広	無	
理事	寺尾 重博	無	※1	理事	柴村 福美	無	※1
理事	西川 昭史	無	※1	理事	中田 明子	無	
理事	羽柴 和彦	無	※1	理事	柳生 よみ子	無	
理事	市村 京三	無	※1				
理事	甲田 智	無	※1				
理事	芝田 和哉	無					

(順不同)

(注) 1. 摘要欄に「※1」を付した方は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”に該当する理事です。

(注) 2. 摘要欄に「※2」を付した方は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。

●監事

(令和5年7月1日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表監事兼常勤監事	杉原 信孝	監事	中矢 種男
監事	宮崎 行俊	監事	西村 智子
監事	安井 勲		

(順不同)

(注) 監事のうち、西村智子は農協法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和5年7月1日現在)

名称	みのり監査法人
代表者	大森 一幸
主たる事務所	東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町 14階

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分		令和3年度	令和4年度
正組合員	個人	2,082	2,026
	法人	-	-
	農事組合法人 その他の法人	-	-
計		2,082	2,026
准組合員	個人	15,772	15,619
	農業協同組合	-	-
	農事組合法人	-	-
	その他の団体	165	165
計		15,937	15,784
合 計		18,019	17,810

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
実 行 組 合 ※	1,547
安 全 な 食 と 農 の 研 究 会	424
J A グ リ ー ン 大 阪 み ど り の 会	13,710
女 性 会	602
不 動 産 経 営 研 究 会	290
ゴ ル フ 友 の 会	385
歩 こ う 会	247

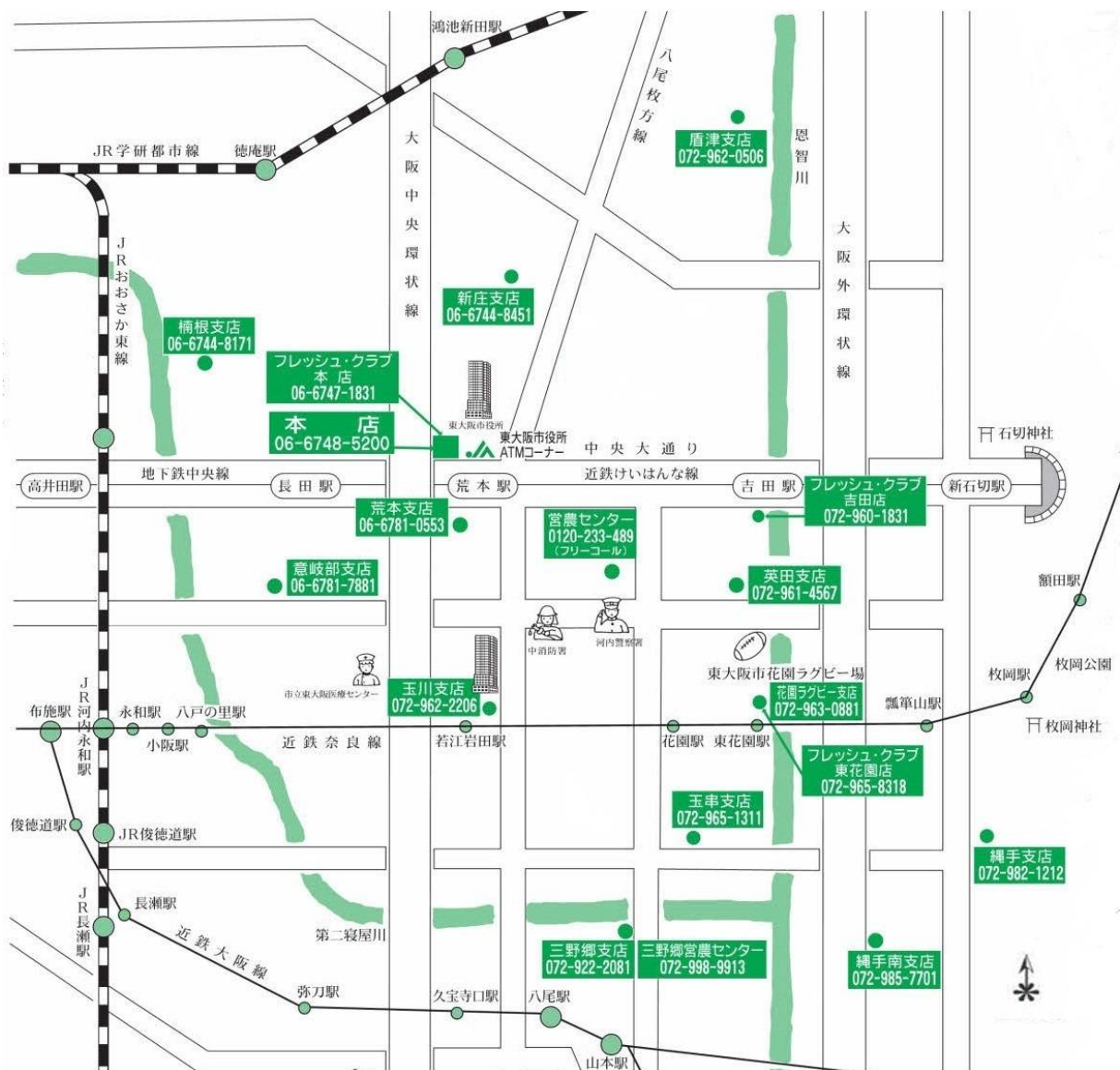
(注) 1. ※は自組合の組織の一部でない組合員組織です。

(注) 2. 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覽



8. 沿革・あゆみ

- 平成 5年12月10日 東大阪農協合併促進研究会設立総会
- 平成 9年 2月28日 東大阪市内JA合併促進協議会設立総会
- 8月25日 合併予備契約調印式
- 9月13日 8JA（大阪英田、大阪玉川、盾津、若江、
- ～14日 縄手、三野郷、楠根、意岐部）合併臨時総会
- 平成10年 2月 1日 グリーン大阪農業協同組合発足
- 2月 2日 グリーン大阪農業協同組合進発式
- 5月23日 第1回通常総代会
- 8月 8日 JAグリーン大阪女性会設立総会
- 9月29日 第1次中期経営計画策定委員会結成
- 11月22日 第1回農業祭

平成11年 4月26日 本店ふれあいセンター開業（現・営農センター）
 4月27日 JAみどりの会（年金受給者の会）設立総会
 6月26日 第2回通常総代会
 8月 6日 固定資産税等対策協議会結成
 11月21日 第2回農業祭
 平成12年 4月 1日 介護事業開業
 6月24日 第3回通常総代会
 10月 1日 4支店統廃合
 10月 2日 「資産活用センター」オープン
 11月12日 第3回農業祭
 平成13年 1月27日 合併3周年記念式典
 6月23日 第4回通常総代会
 11月11日 第4回農業祭
 12月10日 玉川支店新築店舗オープン（希来里1F）
 平成14年 1月17日 第2次中期経営計画策定委員会結成
 6月22日 第5回通常総代会
 11月10日 第5回農業祭
 11月27日 臨時総代会
 平成15年 1月18日 設立5周年記念式典
 4月22日 「JAグリーン大阪・安全な食と農の研究会」結成
 6月21日 第6回通常総代会
 11月 9日 第6回農業祭
 平成16年 6月26日 第7回通常総代会
 11月14日 第7回農業祭
 平成17年 1月21日 第3次中期経営計画策定委員会結成
 1月26日 臨時総代会
 6月25日 第8回通常総代会
 11月13日 第8回農業祭
 平成18年 6月 2日 フレッシュ・クラブ（吉田店）オープン
 6月24日 第9回通常総代会
 11月19日 第9回農業祭
 平成19年 2月17日 3支店統廃合
 6月23日 第10回通常総代会
 11月11日 第10回農業祭
 12月20日 第4次中期経営計画策定委員会結成
 平成20年 1月27日 創立10周年記念式典
 6月 7日 フレッシュ・クラブ（荒本店）オープン
 6月28日 第11回通常総代会
 11月 9日 第11回農業祭

平成21年	2月28日	フレッシュ・クラブ（東花園店）オープン
	3月31日	介護事業廃止
	6月27日	第12回通常総代会
	11月8日	第12回農業祭
平成22年	6月26日	第13回通常総代会
	11月1日	新本店業務開始
	11月7日	フレッシュ・クラブ（本店）オープン
	11月14日	第13回農業祭
平成23年	3月3日	第5次中期経営計画策定委員会結成
	6月25日	第14回通常総代会
	6月29日	不動産経営研究会本部設立総会
	11月13日	第14回農業祭
平成24年	6月23日	第15回通常総代会
	11月11日	第15回農業祭
平成25年	1月27日	創立15周年記念式典
	6月29日	第16回通常総代会
	11月10日	第16回農業祭
平成26年	1月24日	第6次中期経営計画策定委員会結成
	6月28日	第17回通常総代会
	11月9日	第17回農業祭
平成27年	4月30日	英田支店 新店舗オープン
	6月27日	第18回通常総代会
	11月8日	第18回農業祭
平成28年	6月25日	第19回通常総代会
	11月13日	第19回農業祭
平成29年	1月25日	第7次中期経営計画策定委員会結成
	6月24日	第20回通常総代会
	11月12日	第20回農業祭
平成30年	1月28日	創立20周年記念式典
	6月23日	第21回通常総代会
	10月27日	花園支店を廃店、英田支店に統合
	11月11日	第21回農業祭
平成31年	1月25日	第8次中期経営計画策定委員会結成
令和元年	6月22日	第22回通常総代会
	11月10日	第22回農業祭
令和2年	6月27日	第23回通常総代会
令和3年	6月26日	第24回通常総代会
令和4年	1月20日	第9次中期経営計画策定委員会結成
	2月25日	加納支店を廃店、盾津支店に統合

令和 4年 6月25日 第25回通常総代会
令和 5年 2月 1日 創立25周年記念式典
3月13日 盾津支店 新店舗オープン
6月24日 第26回通常総代会

9. 店舗一覧

(令和5年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容						
			信用	共済	購買	販売	指導	資産活用	ATM
本店	東大阪市荒本北1-5-50	06-6748-5200	○	○			○	○	○
英田支店	東大阪市吉田本町1-2-58	072-961-4567	○	○			○		○
花園ラグビー支店	東大阪市吉田6-2-45	072-963-0881	○	○			○		○
玉川支店	東大阪市岩田町4-3-12	072-962-2206	○	○			○		○
盾津支店	東大阪市加納2-13-20	072-962-0506	○	○			○		○
新庄支店	東大阪市新庄2-6-6	06-6744-8451	○	○			○		○
縄手支店	東大阪市南四条町2-15	072-982-1212	○	○			○		○
縄手南支店	東大阪市下六万寺町2-6-12	072-985-7701	○	○			○		○
三野郷支店	八尾市山本町北7-2-29	072-922-2081	○	○			○		○
玉串支店	東大阪市玉串元町1-4-36	072-965-1311	○	○			○		○
楠根支店	東大阪市川俣本町7-30	06-6744-8171	○	○			○		○
意岐部支店	東大阪市御厨6-3-30	06-6781-7881	○	○			○		○
荒本支店	東大阪市荒本新町9-17	06-6781-0553	○	○			○		○
営農センター	東大阪市菱江2-5-52	072-962-8126			○		○		
三野郷営農センター	八尾市山本町北7-2-29	072-998-9913			○		○		
農産物直売所 (フレッシュ・クラブ本店)	東大阪市荒本北1-5-50	06-6747-1831				○			
農産物直売所 (フレッシュ・クラブ吉田店)	東大阪市島之内2-9-21	072-960-1831				○			
農産物直売所 (フレッシュ・クラブ東花園店)	東大阪市吉田6-2-45	072-965-8318				○			
ATMブース(東大阪市役所内)	東大阪市荒本北1-1-1								○

【参考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第 204 条に基づく開示項目】

1. 組合の概況及び組織に関する事項

業務の運営の組織	104
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	105
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	105
事務所の名称及び所在地	111
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に 関する事項	106

2. 組合の主要な業務の内容

主要な業務の内容	25
----------	----

3. 組合の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業の概況	6
直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	74
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金 出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高 貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率 法第 52 条第 2 項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数	
直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標 主要な業務の状況を示す指標	
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益 及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く）	75
資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	75
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り 及び総資金利ざや	75
受取利息及び支払利息の増減	76
総資産経常利益率及び資本経常利益率	91
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	91

貯金に関する指標

流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均 残高	77
固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの 定期貯金の残高	77

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	78
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	78
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他 担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区 分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	79
用途別（設備資金及び運用資金の区分をいう。）の貸出金残高	79
主要な農業関係の貸出実績	80
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額 に対する割合	79
貯貸率の期末値及び期中平均値	91

有価証券に関する指標

商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債 及び貸付商品証券の区分をいう。）の平均残高	84
有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券 及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分 をいう。）の残存期間別の残高	85
有価証券の種類別の平均残高	84
貯証率の期末値及び期中平均値	91

4. 組合の業務運営に関する事項

リスク管理の体制	12
法令遵守の体制	14
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
金融 ADR 制度への対応	23

5. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金 処理計算書	39
債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額	81
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された 信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額及び ①～④までの合計額	81
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官 が別に定める事項	92
下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	86
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	82
貸出金償却の額	82
会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定に 基づき会計監査人の監査を受けている旨	73

【その他の開示項目（任意開示項目）】

経営理念	4
経営方針	4
内部統制システムに関する基本方針	5
経営管理体制	6
農業振興活動	9
地域貢献情報等	10
コンプライアンスへの取り組み	14
組合員からの情報提供窓口	14
利用者保護等への取り組み	15
金融商品の販売等への対応	16
顧客本位の業務運営に関する取り組み	16
利益相反管理への取り組み	18
反社会的勢力への対応	19
個人情報保護への取り組み	20
金融円滑化への取り組み	22
手数料一覧	28
J Aバンク・セーフティーネット	36
自己改革実践状況報告	37
キャッシュ・フロー計算書	43
部門別損益計算書	71
財務諸表の正確性等にかかる確認	73
貯金の科目別期末残高	77
貸出金の科目別期末残高	78
金融再生法開示債権の状況	81
為替業務等取扱実績	83
共済事業取扱実績	87
購買事業取扱実績	89
販売事業取扱実績	89
指導事業	90
その他の事業	90
職員一人当たり指標	91
一店舗当たり指標	91
組合員数	106
組合員組織の状況	106
地区一覧	107
沿革・あゆみ	107

J A 綱 領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

